

里親

ショートステイ

みんなで里親プロジェクト

2020年度 事業報告集

2020年度 独立行政法人 福祉医療機構

社会福祉振興助成事業（モデル事業）



特定非営利活動法人

SOS 子どもの村 JAPAN

はじめに

～里親によるショートステイが多くの子どもたちへ届くことを願って～

「SOS子どもの村 JAPAN」は、「SOS子どもの村インターナショナル」の日本法人として、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、「子どもの村福岡」で子どもたちのための「里親による代替養育」とその支援プログラムを開発してきました。さらに、福岡市から委託を受け「子ども家庭支援センター『SOS子どもの村』」を開設し、①休日夜間の相談事業 ②里親研修 ③子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業、以下ショートステイ）の3つの事業を始めました。

この「子どもの村福岡」でのショートステイの預かりの経験を通して、ショートステイは、養育に困難を抱える地域の家庭にとって、虐待防止、ひいては親子分離を防ぐ「要支援家庭への地域での支援の切り札」となる重要な支援であると実感しました。その一方で、定員や感染予防の観点で十分に受入れてきていない課題や、送迎の課題、預かりに専門性が必要といったことが分かりました。

これらの課題を解決するために、2014年から、福岡市西区との協働事業として「校区里親普及事業」が始まりました。2016年からは独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、事業名を「みんなで里親プロジェクト」に改称しました。「みんなで里親プロジェクト」は、小学校区に短期預かりの里親を増やし、身近な地域で里親がショートステイの担い手となり、みんなで子どもと家庭を支える仕組みをつくることを目指しています。

私たちは、この福岡市西区での取組みが、ゆくゆくは全国の子どもと家族の抱える問題を解決する助けになることを祈って、本事業を「ふくおかモデル」と呼び、事業内容を発信しています。本報告では、2020年度の活動をまとめています。コロナ禍で、事業を進めることが難しかった年でしたが、子どもと家族の困難も顕在化するなかで、ショートステイによる家族支援の重要性をより強く実感した1年でした。おりしも、2021年1月、厚生労働省は、各都道府県・指定都市・中核市宛に「子育て短期支援事業における里親の活用について」の通知を出しました。この通知によって、4月からは児童相談所と市町村の協力により里親によるショートステイができるようになりました。また、フォスタリング機関が市町村と連携し里親をリクルートするとともに、ショートステイを行う連携加算も予算化されました。これにより、里親が地域でショートステイの担い手になる後ろ盾が示され、道が大きく開けてきました。このような動きのなかで、「みんなで里親プロジェクト」で行ってきた里親リクルート活動や、区役所との連携による預かりの実践が、これから里親ショートステイの取り組みを始めていく方々への具体的な手法として活用され、里親によるショートステイが多くの子どもたちへ届くことを願っています。

【SOS子どもの村 JAPAN／坂本雅子】

目次

第1章：みんなで里親プロジェクトのこれまで

I. SOS 子どもの村 JAPAN について	4
II. 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）とは	5
III. これまでの提言活動	7
IV. 本プロジェクトの実施体制	9
V. モデル事業3年間のタイムライン	10
VI. 本事業で取り組む課題	
1. ショートステイの課題	11
2. 里親ショートステイの課題	12
VII. コロナ禍の SOS 子どもの村 JAPAN の活動への影響と本事業の展開	14

第2章：2020年度取り組み内容

I. 事業実績	
1. 里親によるショートステイの推進	16
「みんなで里親プロジェクト」の里親リクルートを総括して	22
2. 里親養育の質の向上のための研修	28
3. 「みんなで里親・ふくおかモデル」の普及	29
4. 里親によるショートステイ調査（アンケート調査概要報告）	37
全国調査から見てきた里親ショートステイ	45
II. 参考資料	
1. 里親によるショートステイの推進（ハンドブック）	47
2. 「みんなで里親・ふくおかモデル」の普及（調整マニュアル）	52

<脚注>

・本報告書内で表記している「子ども家庭支援センター」は児童福祉法における「児童家庭支援センター」の福岡市での呼称です。

・「ショートステイ」は市町村の行う子育て短期支援事業のことです。

第1章： 「みんなで里親プロジェクト」のこれまで

I. SOS 子どもの村 JAPAN について

日本では、親の病気や貧困、虐待などで、家族と暮らせない子どもたちが全国で約4万5千人いて、その子どもたちの80%が施設で育っています。心身ともに傷ついた子どもたちのケアや自立の保障が十分とは言えない状況があります。また、家族と暮らせない子どもたちの養育環境を保障していくことが、社会的な課題となっています。

当団体は、福岡市で、福岡市児童相談所と「子ども NPO センター福岡」の協働による里親普及支援事業の「新しい絆プロジェクト」から発足しました。「SOS 子どもの村インターナショナル」の日本法人として、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、実家族の養育を受けられない子どもたちのため、里親による代替養育とその支援プログラムを提供するとともに、地域のなかで困難を抱えた子どもと家族のための支援を行っています。

2006年	NPO 法人「子どもの村福岡を設立する会」発足
2009年	団体名称を「子どもの村福岡」に変更。認定 NPO 法人に認定
2010年	「子どもの村福岡」が開村
2013年	福岡市子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」を開設（福岡市より受託） ショートステイの受託を開始
2014年	団体名称を「SOS 子どもの村 JAPAN」に変更。 福岡市西区役所と協働で、校区里親普及事業を開始
2020年	福岡市との協働事業としてショートステイ専用ハウスの運用を開始

図：法人の沿革



写真：SOS 子どもの村 JAPAN 事務局・子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」（福岡市中央区赤坂）



写真：子どもの村福岡（福岡市西区今津）

II. 子育て短期支援事業（ショートステイ）とは

◎ショートステイとは

ショートステイとは、保護者の病気や育児疲れなど様々な理由で、一時的に育てられない子どもを、乳児院や児童養護施設などで預かる市区町村の子育て支援サービスです。市区町村の担当窓口で利用申請を行うことにより、誰でも利用できます。一時保護とは違い、保護者の意向が尊重されることが、ショートステイ事業の強みです。

しかし、施設には定員があり、利用が重なりがちな週末に預かれないことや、感染予防の観点から預かりにくい状況があるなど、「受入れ」については多くの課題があります。

また、昨今はひとり親や多子世帯、親の精神疾患、入院などの課題を抱えた家庭の利用が増え、子どもも発達障がいやアレルギーのある子、疾病があり服薬の必要な子、医療的ケアの必要な子など、配慮が必要な子どもが増えています。地域社会のつながりが希薄化しているなかで、疲弊した要支援家庭が市町村から勧められて利用する場合も多くなりました。それぞれの家族、子どもに合わせた個別性と専門性、ケアの質の担保、利用後の家庭支援が課題となっています。

◎変わってきたショートステイの役割～社会的養育ビジョンとショートステイ

ショートステイは、もともとは、冠婚葬祭などの急な養育困難な状況に際して、施設の空きを利用して預かる子育てサービスとして始まった事業でした。しかし、厚生労働省は2017年に、在宅の子どもと家庭の養育支援から代替養育までの新しい子ども家庭福祉のあり方を「新しい社会的養育ビジョン」として策定しました。ビジョンでは、近年増加の一途をたどる虐待相談の95%以上が在宅での生活が継続されていることから、特に在宅の子どもと家庭の支援の例として、児童相談所からの在宅措置となる社会的養護の子ども、貧困家庭の子ども、障がいのある子ども、医療的ケアの必要な子どもに

ついて、『ショートステイが利用できれば一時保護に至らないケースがあるにもかかわらず、ショートステイが不足していたり、年齢によって利用が制限されている。子どもの人口当たりの必要なショートステイの定員枠を確保すべきである。そのためには、乳児院、児童養護施設などの施設にショートステイ定員枠を設置する、もしくは児童家庭支援センターやフォスタリング機関^{※1}などが市区町村の要請を受け調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整える方策が考えられる。都道府県及び市区町村でその推進を行うべきである』と述べ、施設とともに里親がショートステイの受け皿となって親子分離を防止し、ひいては代替養育になることを防ぐという役割を提言しています。

◎福岡市におけるショートステイ

福岡市では市内2つの乳児院と3つの児童養護施設でショートステイを実施しています。これらの5施設は、2020年から本体施設とは別に一時保護専用棟ができ、従来本体施設内で養育していた一時保護、ショートステイの短期預かりの子どもたちがこの専用棟で養育されるようになっていきます。

◎「子どもの村福岡」でのショートステイ

SOS子どもの村 JAPAN では、2013年、福岡市から福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」の事業の一部としてショートステイが開始され、「子どもの村福岡」の5棟の里親家庭で里親やファミリーアシスタント（保育士等の支援スタッフ）がチームとしてショートステイの受入れをしてきました。しかし、利用希望が多く、預かりを断らざるを得ない状況がありました。そのような状況があったため、2014年、福岡市西区役所や児童相談所、SOS子どもの村 JAPAN などが協働で地域の里親でショートステイの受入れを行う「里親ショートステイ」の仕組みづくりがスタートし、2017年からはショートステイ里親に登録した里親によるショートステイの預かりも始まりました。

¹ フォスタリング機関とは、里親養育推進のために、里親のリクルート、研修、マッチング、支援などを里親とチームになって一貫して担う機関のこと。

Ⅲ. これまでの提言活動

SOS 子どもの村 JAPAN は、事業の柱として、活動の実践から得られた様々な提言をおこなっています。「みんなで里親プロジェクト」の実践から以下の提言活動を行ってきました。

◎福岡市社会的養護の在り方検討委員会

2016年の改正児童福祉法を受けて、国から提案された「新しい社会的養育ビジョン」に従って、国に提出する「都道府県社会的養育推進計画」策定のために、福岡市では、2019年に「福岡市社会的養育のあり方検討委員会」が設置されました。6回にわたり開催されたこの委員会には、当法人より常務理事と子ども家庭支援センターのセンター長の2名が委員として参加し、里親によるショートステイの意義や、支援を継続するための予算の確保について提言しました。

その結果、2019年7月に示された「福岡市における社会的養護の在り方について」において、区役所の支援メニューの一つであるショートステイの体制を拡充・強化すべく、①各区役所が利用申し込みの受付にあたって、その状況を可視化して各区で把握する取組みを行うこと、②ショートステイは、虐待防止と親子分離予防に繋がるため、利用にあたって、関係機関での情報共有を十分に図り、ニーズに応じることができる十分な受入れ枠を確保すること、③現在は福岡市西区において、子ども家庭支援センターと区役所が協働し、里親を受け皿としたショートステイを地域密着型で展開している。子どもの生活環境をできるだけ変えることなく展開できるため、送迎の機能を付加し、市全体でも里親等を受け皿とした地域密着型のショートステイを進める、と明記されました。さらには、在宅支援サービスを充実させるために、里親を受け皿とした地域密着型のショートステイや里親相互のレスパイトを挙げるとともに、このショートステイのマッチングは、区役所の子育て支援課に加え、子ども家庭支援センターにおいてもコーディネートを行うことで、より地域に密着した支援の展開が期待できる、と明記しています。これらは2020年3月「第5次福岡市子ども総合計画」で示された4つの施策（幼児教育・保育の充実、児童虐待防止対策と在宅支援の強化、ひとり親家庭の支援、社会的養護体制の充実）に反映されました。

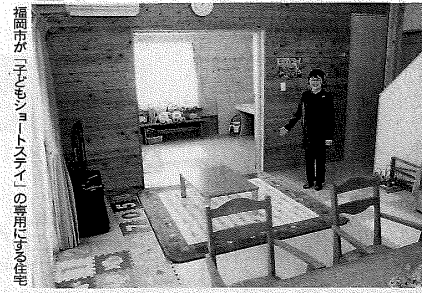
◎子どもの村福岡のショートステイ専用ハウス

2013年から子ども家庭支援センターのメニューのひとつとして始まった、子どもの村福岡でのショートステイの実績を受けて、2020年度福岡市予算では、要支援家庭への在宅支援を強化するため、NPO法人との共働によるショートステイ受入れ専用枠を設置するとして、予算が確保されました。「子どもの村福岡」のショートステイ専用ハウスでは、専任従事者の配置による積極的な受入れを行うとともに、里親によるショートステイの後方支援（里親で継続できない事情が起こった場合の代替えの役割を担う）としての役割を担っています。2020年10月には、コロナ禍での利用者増に対応するために、ショートステイ専用ハウスを2棟に増やしました。

児童虐待防止策強化

全国的に児童虐待事案が相次いでいることを受け、福岡市は2020年度虐待防止策の強化を進める。NPO法人が運営する施設に、子どもを一時的に預かる市の「子どもショートステイ」の専用枠を設け、1日あたり4人まで受け入れられるようにする。市は20年度一般会計当初予算案に事業費533万円を計上した。(江口武志)

福岡市予算 ショートステイに専用枠



福岡市が「子どもショートステイ」の専用枠を設ける施設

「産婦健康診査」今夏にも開始

子どもショートステイ(歳未満の子どもを預けられ、7日間以内を原則に18歳未満の各区役所へ申請し、育児疲れなどで負担軽減が必要だと判断された場合、1日1000～2000円まで利用できる。市内の主な受け入れ先は児童養護施設や乳児院の計5か所。利用者は16年の延べ342人から、18年には同458人(人)まで増えたが、受け入れ可能な人数が施設の定員内に限られるため、市は受け皿の拡充を目指す。市はNPO法人「SOS子どもの村JAPAN」が同市西区で運営する「子ども村福岡」の施設を活用。5軒の一戸建て7年がかり、虐待傾向が

あるといった家庭の子どもが里親と生活しているが、うち1軒を市の子どもショートステイの専用にする。受け入れた子どもは同法人のスタッフが交代で世話し、通学や通園の送迎も検討する。同法人の坂本雅子・常務理事(74)は「ショートステイは児童相談所が強制的に親子を離す一時保護と違い、家庭を維持しながら支援できる。子育ての不安やストレスが深刻化するのを防ぐことで、虐待防止にもつながる」と期待する。また、市は産後1か月までの母親を対象にした「産婦健康診査」を今夏にも始めるため、当初予算案に事業費9000万円を計上。産後うつ等の危険性を測る質問票を用いた問診を2回まで無料で受けられるようにする。従来は1回5000円だったが、国の補助を活用し、診査費を補助する。市子ども発達支援課は「母親への切れ目のない支援で産後うつを予防し、新生児への虐待を防ぎたい」としている。

参考資料：毎日新聞 2020年3月4日地方版「子どもショートステイ NPOと連携し拡充／福岡」

村での生活は、おさまの発達やご家庭での生活習慣を大事にしています。また、新型コロナウイルスをはじめ、感染症予防には、専門医のアドバイスのもと、最大の注意を払っています。



SOS子どもの村JAPANについて

わたしたちは、様々な事情で家族と暮らせない子どもたちが、家庭で育つことができるように村での里親養育と里親制度の普及を推進しています。また、家族や子どもへの支援として、中央区赤坂の「福岡市子ども家庭支援センター-SOS子どもの村」では平日夜間や土日祝日に相談をお受けするとともに、地域で家庭を支援するしくみづくり「みんなで里親プロジェクト」に取り組んでいます。



〒819-0165 福岡市西区今津2017-2
TEL：092-805-6800

- ### こんな困り事、ありませんか？
- 子育てに疲れてしまって…
 - 急に入院しなくてはいけなくなりました。子どもを預かってくれる人がいなくて困っています
 - 急な出張が入りました。子どもを見てくれる人がいないんです

＼おさまを数日間お預かりします／
子どもショートステイ
ご案内



SOS 子どもの村 JAPAN

写真：子どもの村福岡ショートステイ専用ハウス リーフレット

IV. 本プロジェクトの実施体制

SOS子どもの村 JAPAN では、福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」のセンター長（臨床心理士）、相談支援員（心理士4名、社会福祉士1名）の計6名体制で、①平日夜間、休日の相談窓口、②里親支援、③ショートステイを主な事業として行っています。「みんなで里親プロジェクト」は、この児童家庭支援センターの事業として位置づけ、主担当は相談支援員（社会福祉士1名）と福祉医療機構助成による臨時雇用のコーディネーター（社会福祉士等3名）の計4名が中心となり、事業を行いました。法人内では、「里親チーム」の愛称で呼ばれています。コーディネーターの役割は、里親リクルートや「里親ひろめ隊」の活動、ショートステイ里親登録の仕組みづくりなど、多岐にわたります。新たな社会資源の開発や、ネットワークづくりといったソーシャルワークの側面が多いことが特徴です。

モデル事業を行うに当たり、2017年度から引き続き、協働事務局、2者・3者協議会、法人内ミーティング、みんなで里親プロジェクト実行委員会（ネットワーク会議）の体制を取りました。

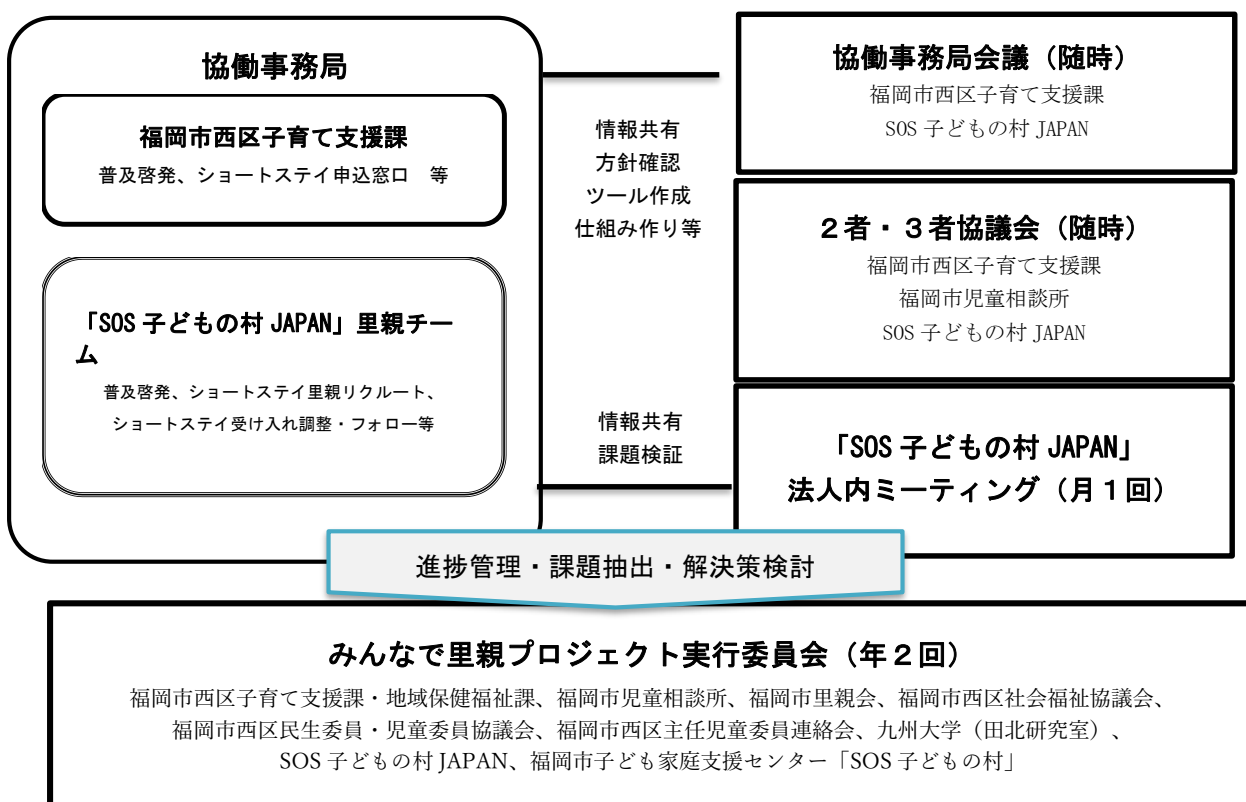


図 : 事業体制イメージ

V. モデル事業3年間のタイムライン

独立行政法人福祉医療機構より3年間の助成を受ける「モデル事業」では、次章に示す通り、これまでの実践から見えてきた現状を踏まえながら、1年目の2019年度に3年間の事業実施計画を作成しました。本事業は、進捗確認や助言をする「伴走支援者」として公益財団法人パブリックリソース財団に、アドバイザーとして早稲田大学の上鹿渡教授に協力いただきながら進めてきました。

モデル事業2年目である2020年度は、ショートステイ調整マニュアルの作成や研修テキストの作成等のツールの作成、福岡市内のショートステイ実施施設との連携に特に力を注ぎました。3年目の計画に掲げている「ふくおかモデル」の普及については、2020年度の様々な地域や団体からの問い合わせを受けました。福岡市西区をモデルとした本事業ですが、養育里親が地域の社会資源として、地域の家族支援に貢献する地域モデルとなるよう活動の成果を他の自治体にも普及していくものとなるよう関係者が協力しながら進めています。

2019年度	「短期の里親」による地域支援の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none">・短期の里親の名簿作り・マッチングの仕組み作り・ショートステイ里親研修の実施
2020年度	「短期の里親」による地域支援の実施、ツールの作成 <ul style="list-style-type: none">・ショートステイ調整役マニュアルの作成・ショートステイ里親研修テキストの作成・福岡市内のショートステイ実施施設との連携・里親によるショートステイ全国調査
2021年度	「ふくおかモデル（里親によるショートステイの仕組み）」の普及 <ul style="list-style-type: none">・ショートステイ里親のピアグループの強化・里親ショートステイの調査報告・全国の里親ショートステイ実施団体とのネットワーク

VI. 本事業で取り組む課題

1. ショートステイの課題

1) ショートステイの制度上の課題

ショートステイは、従来、保護者の事情（主に、冠婚葬祭など）で、保護者が申請して施設での短期預かりを利用できる市区町村の子育て支援サービスです。しかし、地域のつながりが希薄化しているなかで、疲弊した要支援家庭が市町村から勧められて利用する場合も多く、育児疲れや心の病気などを背景とした利用が増えています。制度ができた当初のような単純な理由での預かりは少なく、利用家庭の状況は深刻化しています。制度が現代の日本社会の子育て世代の現状にあっていないことは課題です。利用したい時に空きがなければ利用を断られることや、送迎の支援や、相談支援との連動性が求められます。

2) ショートステイが知られていないこと

高齢者のショートステイと比べて、子どもにもショートステイがあることは、あまり知られていません。ショートステイは児童福祉法に規定された制度ではありますが、実施主体は市町村であり、児童養護施設や乳児院がないなど居住地域によっては実施されていないこともあります。市町村サービスであるショートステイが都道府県事業の施設で行われているため、利用者本位のサービスとなるためには、両者の協力が必須です。

3) 利用することにためらいがあること

ショートステイは認知度が低く、保育所や学童保育のように皆が当たり前に使っているサービスではありません。そのため、ショートステイを利用することに対して家族など周囲からの理解が得られず、利用申込みをした後に辞退する事例も見られます。社会全体で子どもを育てていく文化、制度の周知と利用することへの理解を進めていくことが必要です。

4) 対応に配慮が必要な子どもの増加

子どもの発達障がいや、アレルギーのある子、疾病があり服薬の必要な子、医療的ケアの必要な子など、対応に配慮が必要な子どもが増えています。

5) 利用家庭の事前情報の少なさ

要支援家庭の増加や配慮の必要な子どもの増加に比して、ショートステイ利用家庭の情報は少なく、実施施設には、安心安全の預かりをするための最小限の情報しか得られないことも少なくありません。

6) ショートステイ実施施設の課題

ショートステイは、乳児院、児童養護施設の空きを利用して行われてきました。社会的養育の都道府県計画が立てられるなかで、現在、施設は小規模化・地域分散化の方向にあり、そのなかで一時保護やショートステイの定員枠をつくり、在宅の子どもと家庭の支援を進めています。一時保護改革のなかで、増加する一時保護委託のなかで、ショートステイの受入れ先としては、その数は増加してはいますが、まだまだ十分ではない状況があります。また、遠隔地にあることが多いため、送迎がないこと、利用期間中に学校や保育園に通えないことなどの課題があります。

2. 里親ショートステイの課題

1) 里親の確保、里親普及啓発

里親によるショートステイを実現するための最大の課題は、里親ショートステイを担う里親の絶対数が足りないことです。広報（土壌づくり）、里親リクルート（種まき）、里親希望者への伴走型支援（育てる）の流れを作るこれまでの試みを踏まえ、区役所との協働により、さらに効果的な里親確保のために、以下を課題とし取り組みました。

- ① 費用・労力対効果が低いリクルート活動の縮小と効率化
- ② 効果的なキャンペーンの場所の確保、企業への周知と協力依頼
- ③ 今までの広報の方法では届かない世代への情報発信
- ④ 里親相談会「里親って？カフェ」の開催頻度や場所、内容の見直し
- ⑤ 里親希望者が登録まで進むためのフォローと、ピアグループの育成
- ⑥ 既存の登録里親、未委託里親へのショートステイ里親登録の働きかけ
- ⑦ 関係機関への周知

2) 3種の「短期の里親」が有効に活躍できるように

「短期の里親」普及の活動に取り組むなかで、以下の3種が競合していることが分かりました。

(ア) 里親のレスパイトケア、(イ) 一時保護、(ウ) ショートステイ

里親のレスパイト ケア	養育里親が、1～7日間子どもを預ける制度。里親の休養、育児疲れ等でも利用されます。児童相談所が里親の求めに応じて、他の里親宅での子どもの預かりをマッチングします。
一時保護	危機的な状況で親子の分離が必要な場合、子どもの保護や行動観察などを目的として実施されます。児童相談所の措置として、里親宅にマッチングします。
ショートステイ	保護者が利用申請をして1～7日（最長2週間）子どもを預ける市区町村のサービスです。市区町村が申請・調整窓口となります。

上記の3種類の違いが市民にとっては理解しにくいこと、窓口が（ア）（イ）は、県・政令市の児童相談所、（ウ）は、市区町村と異なっており、窓口同士の情報共有や連携ができておらず、里親や利用者に混乱を招いています。また、短期の活動を希望する里親は、それぞれの活動を経験しないまま、（ア）（イ）が児童相談所より短期委託がマッチングされており、結果としてショートステイの里親が増えない原因にもなっています。情報共有のルールや共通の名簿を作り、里親が（ア）（イ）（ウ）を経験し、里親自身がどの活動を希望するか選べる仕組みにする必要があります。

3) 調整役と後方支援施設の必要性

里親によるショートステイは、子どもを里親個人宅で預かるため、里親への様々な支援が必要なことに加え、緊急時に対応する支援として後方支援体制の整備が必要になることが明らかになりました。また、3か月未満児、医療的ケア児、障がい児など、対応に配慮が必要な子どもへのリスクマネジメントも必要です。短期間の預かりに加え、繰り返しの利用があるショートステイ里親特有の難しさもあり、里親も含めてショートステイ事業に関わる関係者は保護者を支援する協同養育の視点が必須です。子どもも保護者も里親も安心してショートステイを利用できるように、里親と調整役双方の役割の理解とともに資質・スキルの向上を図っていく必要があります。

4) 利用後の家庭支援の必要性と市町村の体制強化の課題

現在、ショートステイ利用の家庭をアフターフォローする仕組みはありませんが、利用家庭には、繰り返し利用しながら虐待防止とともに親子分離を防止している要支援家庭も多いため、利用家庭の情報共有とアセスメント、市町村を中心とした多機関連携による支援、要保護児童対策地域協議会のなかでの家族応援会議の実施などにより、アフターフォローの体制を強化し、家族の自立を支援していくことが求められます。本事業は、西区の要保護児童支援地域協議会のなかで実践されていますが、そのなかでも守秘義務を理由に情報共有がなかなか進まない現状があります。現在、国が進めている市町村による家庭支援の強化、「子ども家庭総合支援拠点」の整備により、ショートステイを利用した家庭支援の支援が守秘義務を守りながらも進むことが望まれます。

VII. コロナ禍の SOS 子どもの村 JAPAN の活動への影響と本事業の展開

2020年2月、新型コロナ感染の流行が始まり、4月7日の緊急事態宣言を受けて、子どもと家族の生活環境も大きく変化しました。登校、登園の禁止、外出自粛のなかで、子どもの村福岡では、育親家庭の子ども、ショートステイの子ども、休日夜間の相談にやってくる親子の感染防止のために、専門家の指導の下に、「感染予防マニュアル」をつくり、アルコールや体温計、子どもたちのマスクの手作り、職員の研修など感染防止対策を行いました。法人内の会議は、オンラインに切り替え、職員勤務体制もできるだけ、在宅勤務に変更しました。休日夜間の相談事業に関しては、感染を恐れ外出を自粛したため、来所相談が半減、家庭訪問もままならぬなか、支援対象の家族の課題が深刻化することが予想されたため、来所相談に加えて、電話相談とともに、オンラインでの相談の体制を準備しました。特に、本事業では下記のような影響・課題に対応しました。

(1) ショートステイ利用を控えた家庭

緊急事態宣言下の登園登校の禁止、外出自粛のなかで、家族の孤立や密室のなかでの子育て、親子の距離が近く親も子どももストレスフルな状況が予想されました。子どもの村福岡のショートステイ専用ハウスにおいては、コロナ禍の困難な家族の増加に備えて、ショートステイを積極的に利用していただけるよう、感染予防マニュアルの整備、受入れに際して問診の強化などの感染予防の準備を整え、担当職員を増やして待機していましたが、利用相談・依頼は減りました。また、利用申込みしていた家庭の中には「コロナが怖い」と言って利用をキャンセルされた方もおり、利用相談・依頼が減少傾向となりました。福岡市内の他のショートステイ実施施設である乳児院や児童養護施設では、集団感染を心配し受託も慎重になったと聞いています。本事業では、緊急事態宣言下では、預かる里親への配慮から地域で預かる里親ショートステイの受託は止めていましたが、緊急事態宣言解除後は、集団での預かりより、むしろ、小さな生活単位である「里親家庭」での感染予防の利点を生かし、感染予防策を講じながらの預かりにチャレンジしました。

(2) 家族の問題が深刻化した

コロナ禍において、休日夜間の相談事業で支援を受けていた家庭や、これまでショートステイを繰り返し利用していた家族では、利用を自粛した結果、家族の問題が深刻化し、一時保護に至ったケースがありました。これは、自粛期間は、「家族の問題は家族で解決しなければならない」とする社会の風潮のなかで、困難な時こそ必要だった支援ネットワークとソーシャルワークが機能しなかったことで生まれたとも考えられ、私たちは、改めて、ショートステイ利用家族へのソーシャルワークが有効に機能し、家族の問題を早期発見・早期支援できる仕組みとしなければならないと実感しました。その後、緊急事態宣言が解除され、潜在化していた困難家族の預かりが急増したため、ショートステイ専用ハウスを2棟に増やし、受入れを強化しました。

(3) 集団で集まる機会の自粛（里親リクルート活動への支障）

福岡市では、児童相談所の里親の認定前研修、市主催の虐待防止フォーラム等のイベントが中止になりました。今まで里親啓発のために定例で参加していた様々なイベントが中止になることで、里親制度を広報する活動の場が大幅に減少しました。それに加え、児童相談所の里親の認定前研修の中止や乳児院での里親実習の中止により、新規登録の里親の確保に大きな支障をきたしています。しかし、このようななか、リクルート活動や本法人の行う研修のオンライン化が進みました。

第2章：2020年度の取り組み内容

I. 事業実績

I-1 里親によるショートステイの推進

(1) 「みんなで里親プロジェクト」実行委員会

1) ネットワーク会議

目的：短期の里親のリクルートと、里親ショートステイの試行と支援を目標として、関係団体がそれぞれの役割を評価しながら地域のネットワーク化を目指します。なお、本事業は、「西区要保護児童支援地域協議会」の一部に位置付けられています。

内容：第1回（2020年6月18日）…2019年度報告、2020年度計画、事業評価の数値目標

結果：里親普及の効果的なPR方法や広報活動オンライン化、里親サロンでのPR、地域資源活用等の意見が出ました。



写真：みんなで里親プロジェクト 第1回ネットワーク会議

2) 「みんなで里親プロジェクト」作業部会（3者協議）

目的：福岡市こども未来局こども家庭課、福岡市児童相談所、福岡市西区子育て支援課、福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」の2者・3者で協議し、福岡市内での事業普及と、短期の預かりの効果的な仕組みを検討します。

内容：短期預かりのマッチングのルール作りを目指した情報共有、要支援家庭への支援のためのアセスメントや、事後フォローの仕組みについて協議しました。（計8回）

結果：ショートステイ里親登録までの流れの変更、要支援家庭への支援の充実、西区や区外在住の方のショートステイ里親の新規登録につながりました。

3) ショートステイ作業部会

目的：福岡市内のショートステイ実施施設が集まり、福岡市内の事業の普及と質の向上を図ります。また、短期預かりに関する研修・マニュアルの作成を行います。

内容：第1回（2020年8月25日）…各施設ショートステイ実施状況報告と情報共有

第2回（2020年11月19日）…意見交換、ショートステイ実施施設の広報冊子作成について

結果：各施設の状況やショートステイ事業の課題の把握、利用者へ分かりやすい広報を行うための冊子作成など、新たな取り組みの提案がありました。共通する課題について解決策の検討を重ね、福岡市こども家庭課へ提案するなど、福岡市のショートステイ事業の質の向上を図る場として重要な場となりました。

(2) 短期の里親普及・リクルート

1) 里親制度の広報・普及啓発

目的：里親制度や短期の里親について、広く一般市民に広報します。

内容：広報ツール（事業PRチラシやミニカード等）、市政だより、SNS（Facebook・Instagram）を活用しました。

◎コロナ禍における広報・普及啓発

新型コロナウイルスの影響で各種イベントが中止になる中、市営地下鉄の駅や協力店舗での事業PRチラシ掲示、西図書館での展示（里親制度掲示物・ミニカード設置・関連図書陳列など）、ウェビナーでの事業紹介などできるだけ人との接触を避けた形での広報に力を入れました。



写真：（左）西区役所でのパネル展示



（右）西図書館でのPR・里親関連図書コーナー設置

◎福岡市西区役所との連携

福岡市西区子育て支援課が中心となり、「福岡市政だより西区版」で定期的に「みんなで里親プロジェクト」について掲載、「里親って?カフェ」の告知を行いました。市政だよりは公的で信頼性も高く、多くの問い合わせにつながりました。また、総務部企画振興課が運営するFacebookページ「ぶらり西区」への投稿では、SNSを活用する層への広報を行うことができ、地域振興課の協力を得て西区全公民館へ事業PRチラシとミニカードの配布を行い、地域協働養育の仕組みづくりの一環として取り組むこともできました。

<https://davori.city.fukuoka.lg.jp/133133/>

掲載号:2020/05/01 福岡市西区

みんなで里親プロジェクト ~いつもの町で暮らしたい子どもがいます~ 2020/05/01

お問い合わせの際は、過去の記事もございますので、掲載時期をご確認ください。

福岡市西区は、親の病気や育児疲れなどにより、少しの間親と離れて暮らさなければならなくなった子どもが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、短期の「里親」を募集しています。



西区子育て支援
センター
カフェ

里親についてお茶を飲みながら、話したり質問したりできる「里親って?カフェ」を毎月開催しています。気軽にお越しください。

【日時・場所】下記の通り

【料金】無料

【申し込み・問い合わせ】SOS子どもの村JAPAN(電話 092-737-8656 FAX 092-737-8665)

開催日	時間	場所
5月26日(火)	10:00~12:00	区役所3階 大会議室A
6月16日(水)	13:30~15:30	区役所3階 大会議室A
7月14日(火)	10:00~12:00	区役所3階 大会議室B

開催日 時間 場所

2020年5月26日(火) 10:00~12:00 福岡市西区役所3階大会議室A

2020年6月18日(木) 13:30~15:30 福岡市西区役所3階大会議室A

2020年7月14日(火) 10:00~12:00 福岡市西区役所3階大会議室B

写真：福岡市 市政だより（西区版）令和2年5月1日号

2) 里親リクルート

目的：里親に関心のある層にターゲットを定め、リクルート活動を行います。

内容：「里親って?カフェ」、里親ミニ相談会、福岡ファミリー・サポート・センター会員交流会での啓発、個別相談会の開催、里親カレッジへの参加。新型コロナウイルスの感染予防の観点から「オンライン版・里親って?カフェ」を開催しました。



写真：里親って？カフェ@西区役所

◎ZOOMを利用した「オンライン版・里親って？カフェ」の開催

当法人の田北理事（九州大学専任講師）による里親制度の講座とショートステイ里親との対談、質疑応答を通して県外の参加者とも交流し「ふくおかモデル」の普及の一環になりました。

◎福岡ファミリー・サポート・センターとの連携

福岡ファミリー・サポート・センター提供（両方）会員養成講習会のカリキュラムの中に「地域の里親を広める福岡市の取り組みについて」が新設され、福岡市児童相談所の係長が講習を行いました。また、福岡市西区・早良区在住の会員（2050名）向けの会報誌に事業のPRチラシを同封し、里親相談会の告知を行ったことで、多くの問い合わせに繋がりました。



写真：ファミリー・サポート・センター早良支部交流会



写真：ファミリー・サポート・センター会員向けミニ講座

◎里親希望者に寄り添った個別説明

里親希望者に「オンライン、個別、対面」などの説明方法をいくつか提示し、希望者に合わせた形で説明を行いました。また、新型コロナウイルスの影響で、里親登録に必要な基礎研修や認定前研修が中止され、登録に向けて進めない方が多く、オンライン研修会の案内等でモチベーションを維持できるように努めました。

◎2018年度～2020年度「里親って？カフェ」に参加された方の統計

・年齢層

20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明
6名	18名	72名	20名	13名	5名	14名

(2021年2月末現在148名分)

◇里親を希望する理由

- ・子どもたちのために、自分にも何かできることがあるのではと考えたため
- ・子育てが落ち着き、これからは社会貢献をしたい
- ・親戚や知人が里親をしており、自分もやってみたいと思ったため

◇里親制度を知ったきっかけ

- ・新聞、市政だより、テレビなど日常生活のなかで
- ・インターネット
- ・親戚や知人が里親をしている

3) 福岡市児童相談所とリクルート情報の共有

目的：里親希望者が登録するまでの伴走支援のために、個々人の進捗状況の確認と情報共有を行います。また、養育里親にショートステイ里親登録を促します。

内容：福岡市児童相談所で年4回行われる基礎研修「里親カレッジ」への参加や、福岡市児童相談所の里親担当者との面談にて、里親登録の情報共有と進捗管理を行います。また、養育里親へショートステイ里親のPRチラシ配布の協力依頼を行います。

◎2019年度までの里親希望者の情報共有

今年度の里親希望者については、新型コロナウイルスの影響で研修が全て中止となり、登録に向けて進むことができませんでした。そのため、2019年度までの里親希望者について福岡市児童相談所と進捗確認を行いました。結果、「みんなで里親プロジェクト」のリクルート活動からつながった養育里親登録者4名が確認できました。（うち1名ショートステイ里親登録、1名フォスタリング機関；キーアセットにて登録）

◎養育里親へのショートステイ里親登録のアプローチ

福岡市児童相談所の研修が中止になったことで、今年度新たにショートステイ里親登録を確保することが難しく、既存の里親にショートステイ里親の登録をしてもらう方法で担い手の増加に努めました。福岡市児童相談所からショートステイ里親登録の案内を送り、その中から2名がショートステイ里親の新規登録につながりました。

4) 未委託里親向けの「短期の里親って？カフェ」・研修会の試行

目的：養育里親が自身のライフスタイルに沿った形で活動できるよう、短期預かりの活動について周知し、里親自身がどの活動を希望するか選べる仕組みづくりを行います。

内容：福岡市内の養育里親で、子どもの委託を受けていないため、短期の預かりを希望する方へ向けて、短期の預かりに特化した研修会を行います。

◎未委託里親の情報収集や確保が難しく、今年度は試行に至りませんでした。今後、里親会との連携を強化し、短期預かりの里親確保を進めていきたいと考えています。

【SOS 子どもの村 JAPAN／住田由香理・堀純子】

みんなで里親プロジェクトの里親リクルートを総括して

SOS 子どもの村 JAPAN コミュニケーション部担当理事・
九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門専任講師／田北雅裕

◎普及啓発から「コミュニケーション・デザイン」へ

今まで述べてきたように、本年度は COVID-19 の影響により広報の機会や研修が中止になる等、里親リクルートに様々な影響が及んだ。一方で、そんななかであっても、ショートステイ里親登録が 6 件成立し、プロジェクト開始以来最も多い件数となった。それは、今までの経験とつながりから、ファミリー・サポート・センター会員等、よりターゲットを絞った広報が定着するとともに、養育里親の新規開拓だけでなく、当該地域で登録している既存の里親に向けても広報展開が可能になった点等が影響していると言えるだろう。福岡市西区をモデル地区として進めてきた本プロジェクトも、福岡市全域において認知度が向上してきており、西区以外の地域からも登録希望の声が聞こえ始めている。今後も、広く普及啓発に努めるだけでなく、ファミリー・サポート・センター会員や既存里親等へとターゲティングを踏まえた活動に力点を置いていくことが望まれる。

また、COVID-19 の影響でオフラインでのやりとりに制限が加わるなかで、今までの課題がより顕在した面もあった。ショートステイ里親は、児童相談所が措置をする一般的な養育里親と異なり、児童相談所と福岡市子ども家庭課、そして福岡市西区との連携が必須の事業である。それに加えて、本法人の「みんなで里親チーム」が調整機関として関わるために、4 者間のスムーズな連携が必須となる。密な連携・協働が必須な事業であり、かつ、制度が未だ安定していないために「ミーティングの中止」「研修等の日常的な顔合わせの機会の減少」といったコロナ禍の出来事が、4 者間の情報の行き違いを顕在させ、連携システムの脆弱さと必要性を実感させる大きな機会ともなった。

さらに、今年度 4 月から、本法人の「子どもの村福岡」内の、ショートステイ専用ハウスで、福岡市全域の子どもを預かる<ショートステイ事業>が本格的に始まった。つまり、SOS 子どもの村 JAPAN では、福岡市と「子どもの村福岡チーム」を中心に進める<ショートステイ事業>と併走するかたちで、同法人内の「みんなで里親チーム」を中心に進める<ショートステイ里親事業>の「後方支援」を担うことになったわけである。つまり、上記に示した 4 者「福岡市児童相談所・福岡市子ども家庭課・福岡市西区・みんなで里親チーム」に「子どもの村福岡チーム」を加えた 5 者の連携プロジェクトとして<ショートステイ里親事業>をしっかりと見据える必要がある。特に同じ法人内であるが故に、改めて連携のあり方が問われにくい「みんなで里親チーム」と「子どもの村福岡チーム」との関係、つまりインナー・コミュニケーションの在りようは、地域のショートステイ里親の質を高めていくためのより充実した「調整機関機能」と「後方支援機能」に如実に反映され、また、その体制づくりは、全国展開へのヒントになるという意味で、次年度以降の取り組みの大きな手がかりとなるであろう。

限られた地域のなかでの新規のショートステイ里親の開拓には困難が伴うが故に、普及啓発や狭義の里親リクルートといった、里親の潜在的ななり手＝市民に対する一方向のコミュニケーション・情報発信に重きが置かれてきたのは事実である。一方で、本事業の成果として、市民がショートステイ里親に関心を有した後から登録に至るまでには、上記の4主体の連携体制が影響することが明らかになり、また、登録後の里親委託・運用においては、5主体の連携体制が事業の質に強く影響することが明らかになった。

<ショートステイ里親事業>の福岡市域での拡がりに伴い、また、その地域性を踏まえた上で、全国自治体へのより現実的な実装を見据えた際には、改めて多主体間での連携・協働の在りようを「コミュニケーション・デザイン」という文脈から俯瞰的に捉えなおし、そこから見えてきた課題の解決を目指して次年度以降、取り組む必要があると言える。

(3) 里親による短期預かりの仕組みづくり

1) ショートステイ里親の登録・受入れ試行・評価

みんなで里親プロジェクトでは、2016年度から里親リクルート活動をスタートし、2017年度からショートステイ里親の登録を行っています。

2017年度	登録2世帯	合計2世帯
2018年度	登録2世帯、名簿削除1世帯	合計3世帯
2019年度	登録2世帯	合計5世帯
2020年度 ※2020年度は2月末時点の数	登録6世帯、名簿削除1世帯	合計10世帯

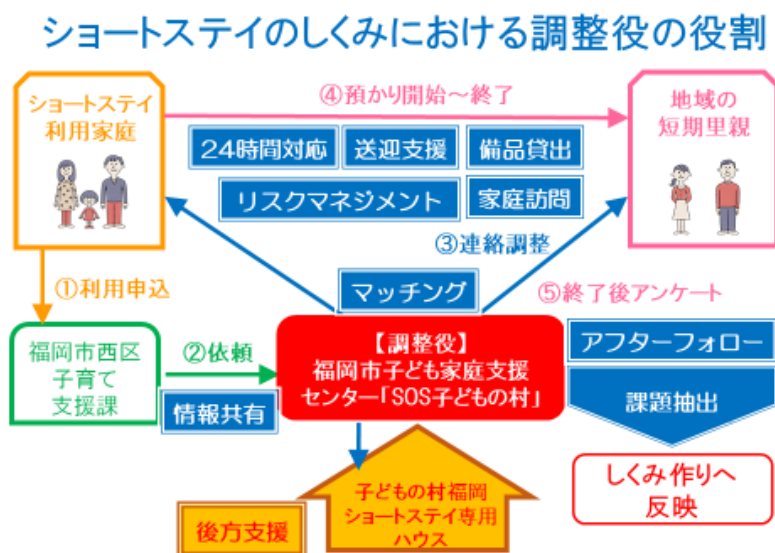
ショートステイ里親は、福岡市の養育里親登録を終えた後、福岡市児童相談所等から本事業の情報提供を受けて関心を持った方で、福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」が事業の説明を行い、賛同された方が対象となります。ショートステイ里親ハンドブックを使用して、説明を行っています。その後、福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」から家庭訪問を行い、ショートステイ里親の名簿登録を行います。

- 福岡市の養育里親の登録を行う
- 事業について説明を受け、活動を希望する
- 家庭訪問にて、預かり可能な子どもの状況などについて知らせる
- 福岡市こども未来局へ「ショートステイ委託里親」として名簿を提出する

ショートステイ里親登録の際の話

- ・ 学校で勤務しており、子どもや家族と直接関わるなかで、地域のなかで親子を支える社会資源がないかと考えていた。養育里親として、短期預かりで地域の親子を支えられれば本望だ。
- ・ 普段はフルタイムで就労している。ショートステイが土日や長期休暇中に利用のニーズが高いと聞いたので、そういった期間であれば活動できそうと思った。
- ・ 車を運転して学校まで送迎するのは自分は不安だが、同じ小学校区のお子さんを預かることはできる。地域の親子の支援になればと思った。
- ・ 短期の預かりなら、活動できそう。子育て中だが、実子も赤ちゃんなどの年少児の預かりには抵抗がない。赤ちゃんの預かりを希望している。

ショートステイ里親登録後、実際の預かりを行う場合には下記の流れでマッチングしています。調整の流れは、「Ⅱ. 参考資料 2. 調整マニュアル」をご参照ください。



図：「ふくおかモデル」での里親ショートステイの仕組み

2019年度末より、新型コロナの影響がありショートステイの利用相談が減少したり、利用予定であった家庭から利用キャンセルの申し出があるなどで、実施件数が伸び悩みました。

2020年度は、新生児や乳児の預かりの依頼が例年と比べて増えたこと、また、過去に預かりをした家庭からの再度の依頼があったことが特徴としてありました。

実施事例

事例1) 複数の里親と後方支援施設、地域とで協力して実施した事例

- ・ 利用児は3人きょうだい（幼児・学齢児）。利用理由は保護者の入院のため。14日間希望。通園・通学の希望あり。
- ・ 利用児と同校区に住んでいる里親に打診し実施。対応が難しい日は子どもの村福岡や他の里親にも支援を要請しチームで支援していく体制で実施しました。メインの里親が仕事等で対応できない日は子どもの村福岡で預かりを行うスケジュールを組みました。
- ・ 子ども家庭支援センターの里親チームは送迎の支援、保護者との連絡調整、園や学校への連絡などの支援を行いました。ショートステイ期間中は家庭訪問にて子ども達の様子を確認したり、里親宅で1時間程度過ごしながら子どもの話も聞く時間を取り、子どもの気持ちにも配慮しました。
- ・ 子どもたちも、3人一緒に励ましあいながら過ごしました。働いている里親も、地域の人達もみんなで協力して、14日間のショートステイ期間を乗り切った事例になりました。

事例2) 一般世帯で自己負担の課題を感じた事例

- ・ 利用児は5カ月児。利用理由は保護者の体調不良のため。当初は7日間のショートステイ希望でした。7日間、里親宅で預かる調整をしていましたが、自己負担金が高額となり、1泊2日の預かりに変更し、実施しました。
- ・ 里親家庭では、中学生や高校生の実子が協力してケアしてくれました。
- ・ 里親が、保護者の体調を気遣い、お手紙を書いて渡すなどのちょっとした交流もあり保護者もとても感謝していました。
- ・ 福岡市では2歳以下の子どもで、生活保護世帯・ひとり親世帯・非課税世帯以外の場合には、自己負担が一日当たり5,350円となっており、費用負担が大きいため利用を諦めたり、短い期間の利用にとどまることが少なくありません。育児疲れの保護者への支援を考えると、所得段階や世帯型に関わらず、利用しやすいサービスになる事が望まれます。

事例3) 新生児の預かりの事例

- ・ 利用児は、生後2週間の新生児。利用理由は保護者の体調不良のため。
- ・ 生後2週間ということで、他の一時預かりや保育所の利用ができない状況で、保健師からも勧めがあり利用相談に至りました。
- ・ 乳児の預かり経験のある里親に依頼し、7日間すべてを里親家庭で預かりました。
- ・ 生後間もないため、保護者は子どもの様子をとても心配していました。調整役の担当者は里親からの報告を受け、保護者へショートステイ中の子どもの様子を毎日1回伝えました。保護者は様子を知って安心し、休息することができました。

事例4) いつも通っている保育園に通園を続けた事例

- ・ 利用児は、4歳児。利用理由は保護者の育児疲れのため。保育園の通園の希望がありました。
- ・ 過去に、他のショートステイ実施施設でショートステイの利用をしたことのある家族でした。施設の空きがなく、里親で預かれないかという相談のもと、近隣校区の里親へ打診し調整しました。
- ・ 利用家族は、転居などで生活環境の変化もあり、保育園も気にかけていた家庭でした。調整役の担当者は、保育園の担当者や里親との連絡調整を行い、保育園の担当者は、日々の様子を連絡帳を使って里親に知らせてくれました。
- ・ いつもの保育園に通園することで、ショートステイの子どもも生活の変化が少なく過ごすことができました。
- ・ 通園や通学をする場合には、所属先に里親ショートステイへの理解や、ショートステイ中の連絡窓口の理解をしてもらうなどの、丁寧な連絡調整が必要です。

事例 5) ファミリー・サポートの預かりからショートステイに移行した事例

- ・ 利用児は、6歳・8歳のきょうだい児。利用理由は保護者の育児疲れのため。通園・通学の希望がありました。
- ・ ファミリー・サポートの預かりを担っていた養育里親が、保護者の負担軽減のためにショートステイの提案を行い、利用に至りました。
- ・ 利用者である保護者も、子どもも、預かる里親も、顔なじみの関係のなかで預かりをすることができました。

里親さんの声／受託後の振り返り

- ・ 里親として子どもを預かり・育てるなかで子どもとの離別体験はつらい。初期の委託の際には、子どもとの別れは精神的にとてもつらかった。現在、ショートステイに特化して活動しているが、同じお子さんを繰り返し預かり成長を身近に感じられることや、様々なご家庭のお子さんを預かる事で、家庭の支援に繋がっているということが、里親自身の気持ちの変化に良い影響を与えている。
- ・ 里親家庭のなかで、年少児を預かることで、里親家庭の子どもたちがお兄さん・お姉さんのような意識をもって生活したり、場合によっては環境の変化で戸惑うこともあるようだが、里親家庭の子どもへの戸惑いや揺らぎがあったが、家庭内でサポートできるので、それ自体は問題ないと思っている。
- ・ 里親登録をした当初は、長期の養育ができればという希望もあったが、里親家庭の家族の状況から短期預かりの活動を中心にしている。短期とはいえ、お預かりした子どもと、寝食を共にする体験は貴重で、先々の長期の養育里親の活動にも必ず生きるものと感じている。
- ・ 普段、ファミリーホームとして複数の子どもの養育をしているが、家族分離する前の親子の支援ができればと考えていた。ファミリー・サポート・センターの提供会員の活動や、里親としてショートステイで活動することで、家族分離する前の支援に繋がればと願って登録した。近所の親子で、実家のように機能すれば、何より嬉しいことだ。

2) 「改正 里親によるショートステイハンドブック」の増刷

「Ⅱ. 参考資料 Ⅰ. 里親によるショートステイの推進（ハンドブック）」参照。

2020年度事業評価

評価項目	目標値	結果
「里親って？カフェ」、個別説明等の参加者数	60名	44名
ショートステイ里親登録世帯数	4世帯	6世帯
里親ショートステイの調整	10件	19件
里親ショートステイの実施		7件

(2021年2月末現在)

【SOS子どもの村 JAPAN／永井里美】

I-2 里親養育の質の向上のための研修

目的：チーム養育の中心となるピアサポートグループ育成を目指し、研修・交流会を開催しました。また、里親ショートステイを実施するなかで、短期間・繰返し預かるという、ショートステイに特化した研修プログラムと研修用テキストの必要性を感じ、その作成を行い、研修・交流会にて活用しました。

内容：研修・交流会開催 2020年12月18日開催

- (1)里親ショートステイの現状報告、仕組みの変更点について、ショートステイ里親研修テキスト配布、自己紹介
- (2)研修「アタッチメント（愛着）について」
講師：松崎佳子センター長 福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
- (3)交流会（ショートステイ里親それぞれの活動報告、近況報告、交流）

結果：ショートステイ里親登録者 5名参加（内オンライン参加2名）

研修は、特に短期の預かりで必要とするテーマとして、子どもの育ちとアタッチメントという視点から「子どもを理解して受け止めること」を学びました。

交流会では、里親同士が顔を合わせ、それぞれが近況とショートステイ里親の活動について報告しました。話し合うなかで「里親同士で協力して支え合い、地域協働養育の担い手になりたい」「自分の住むまちで子育て家庭とみんなが繋がる地域を目指したい」「調整において、まずは相談をしてみしてほしい」など里親から発信された前向きな発言が多くあり、各々の強みを見出し、関係性を構築していくピアサポートグループ作りの手応えを得ました。今後開催数を増やし、メンバー同士での相談や、メンバー内のリーダー役の育成、行政窓口である福岡市西区役所の担当者の参加なども取り入れながら、地域に根差したものにしていきたいと考えています。



写真：ショートステイ里親研修・交流会

【SOS子どもの村JAPAN／住田由香理・堀純子】

I-3 「みんなで里親・ふくおかモデル」の普及

1) 福岡市西区・早良区以外の区への展開

目的：里親によるショートステイを、福岡市西区・早良区からさらに福岡市全域へ広げていくことを目指します。

内容：①里親ショートステイのモデルの普及として、福岡市内の関係機関や他地域の行政や里親支援団体等への情報発信に加え、問合せにも積極的に対応しました。福岡市内の他区の養育里親からの問い合わせに応じ個別説明などを行い、併せて他区の担当窓口へ里親ショートステイの情報提供を行いました。

②福岡市こども家庭課、区役所との協議：4回

福岡市西区以外の区での展開も視野に、担当課との協議や、市内7区の子育て支援課へのPRなどを行いました。ショートステイの利用相談を受ける子育て支援課の家庭児童相談室では、ショートステイの受入れ先を探すのに苦慮しており、各区との個別の協議は受入れ先の候補としてショートステイ里親を利用するきっかけになりました。ショートステイの担い手である登録者を増やししながら、実施ケースを増やしていければと考えています。

2) 福岡市以外の地域への全国展開

目的：様々な地域で、里親がショートステイを始めとした短期預かりを担うことで、身近な社会資源として、地域の子育て支援、虐待予防の活動に寄与することを目指します。

内容：モデル事業1年目の2019年度の事業報告集と、里親ショートステイの調査票を対象地域（市区町村84カ所、児童家庭支援センター133カ所）へ発送しました。

実績：資料請求5件、電話・メールでの問い合わせや視察7件



写真：（左）里親ショートステイの調査票

（右）調査票に同封した資料



写真：九州地域の児童相談所と里親支援専門相談員視察

Facebook や HP 等での情報発信を受けての問い合わせに加え、2021 年度より市町村が里親へショートステイを直接委託できる仕組みが始まることを受け、様々な地域からの問い合わせがありました。里親ショートステイの仕組み以外にも、児童相談所や市町村からは効果的な里親リクルートの手法について、具体的に知りたいとの要望があり、実際に利用している広報ツールの情報提供などを行いました。里親制度は、都道府県事業ではありますが、実際に里親になるのは地域の市民であるため、地域密着型の里親リクルートが展開されると、里親希望者との出会いはより増えると思われます。リクルートから、里親ショートステイの実施まで、市区町村が中心になったり、もしくは他機関連携し展開することができれば、子育て支援や虐待予防のできる「親子にやさしいまち」になると思います。

◎取材対応・メディア等での情報発信

2019 年度に引き続き、新聞社やテレビ局からの取材を複数回受けました。子育て中の女性記者が本事業に注目したことも特徴的でした。NHK の放送では、里親月間で、里親を知ってもらうことを目的にまとめられました。単身女性性が実子の子育てをひと段落して、フルタイム勤務を続けながら高校生を育てるといったこと、里親は無償のボランティアではなく、生活費などの公的保障があることといった切り口での放送で、広く市民に向けて、「こういう状況の人でも、里親になり活動している」ポジティブな、身近なものとしてイメージできる放送になっていました。

共同通信社からの取材では、里親リクルートから、ショートステイ里親交流会まで、様々な機会へ積極的に参加していただき、当事者である里親候補者やショートステイ里親へ取材をすることで、読み手に伝わる実感を伴った記事となりました。記事の配信後、様々な地方紙等で記事が出たことで、他地域からの問い合わせも増えるきっかけとなりました。



写真：新しい絆フォーラム（福岡市の里親普及事業のフォーラム）



写真：読売新聞 2020/6/26 掲載

育児疲れに対応、里親の元で「ショートステイ」 自治体が進む担い手育成

2020年12月29日 8:00



記事を保存

[この写真の記事へ]



自身の経験を話し合い交流する里親ら＝18日、福岡市西区

写真：京都新聞 2020/12/29 掲載

育児疲れに対応、里親の元で「ショートステイ」 自治体が進む担い手育成

2020年12月29日 8:00



記事を保存

子どもを預かるショートステイ事業の拡充策として、里親の養成が福岡市などで進んでいる。これまで受け入れ先は児童養護施設などが中心だったが、「育児疲れ」で利用者が増え、受け皿が不足。そのため自治体側は、家庭的な環境下で子どもを預けることができる里親制度の活用を決めた。専門家は「里親が増え、保護者が気軽に頼れる制度になれば」と期待する。

2020年12月31日の記事

ショートステイ里親養成へ 「育児疲れ」利用者増え 施設不足、受け皿期待



福岡市の子どもを預かるショートステイ事業や里親制度を説明する冊子



福岡市の子どもを預かるショートステイ事業や里親制度を説明する冊子

子どもを預かるショートステイ事業の拡充策として、里親の養成が福岡市などで進んでいる。これまで受け入れ先は児童養護施設などが中心だったが、「育児疲れ」で利用者が増え、受け皿が不足。そのため自治体側は、家庭的な環境下で子どもを預けることができ...

写真：中部経済新聞 2020/12/31 掲載

数日のみ里親 広がる

「育児疲れ」で養護施設利用増、不足補う



福岡市で「育児疲れ」を解消するショートステイ事業の推進をめぐり、関係者らが協議している様子。

子どもを預かる「ショートステイ」事業の推進として、福岡市が福岡市子ども家庭センターと連携して進めている。福岡市子ども家庭センターは、子育て支援の一環として、育児疲れを解消するためのショートステイ事業を推進している。この事業は、子育て中の親が育児疲れを感じた際に、数日から数週間程度、子どもを預かることができる。預かる場所は、市内各地にある児童養護施設や、民間の保育施設などである。この事業は、子育て中の親にとって、育児疲れを解消するための有効な手段となっている。また、児童養護施設の利用も増加している。これは、親の育児疲れが解消されないまま、子どもを預かる必要があるためである。福岡市は、この問題を解消するために、今後もこの事業を積極的に推進していくとしている。

福岡市など、養成に力



福岡市子ども家庭センターで、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業の推進をめぐり、関係者らが協議している様子。

「一種に絞るのではなく、様々な養成方法を活用する」という考えが、福岡市子ども家庭センターで広がっている。福岡市子ども家庭センターは、子育て支援の一環として、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業を推進している。この事業は、子育て中の親が育児疲れを感じた際に、数日から数週間程度、子どもを預かることができる。預かる場所は、市内各地にある児童養護施設や、民間の保育施設などである。この事業は、子育て中の親にとって、育児疲れを解消するための有効な手段となっている。また、児童養護施設の利用も増加している。これは、親の育児疲れが解消されないまま、子どもを預かる必要があるためである。福岡市は、この問題を解消するために、今後もこの事業を積極的に推進していくとしている。

写真：日本経済新聞 2021/1/7 掲載

西日本新聞 夕刊

2021年(令和3年)1月14日(木曜日)

- 2面 世界
- 3面 エンタメ
- 4面 産経、市況
- 5面 テレビ番組
- 6面 天気より元氣

発行所：西日本新聞社
 〒810-0801 福岡市東区東区
 電話：092(71)5554
 092(71)5533
 092(71)5533
 092(71)5533
 092(71)5533

育児 ちょっと代わります



福岡市子ども家庭センターで、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業の推進をめぐり、関係者らが協議している様子。

子どもを預かる「ショートステイ」事業の推進をめぐり、関係者らが協議している様子。福岡市子ども家庭センターは、子育て支援の一環として、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業を推進している。この事業は、子育て中の親が育児疲れを感じた際に、数日から数週間程度、子どもを預かることができる。預かる場所は、市内各地にある児童養護施設や、民間の保育施設などである。この事業は、子育て中の親にとって、育児疲れを解消するための有効な手段となっている。また、児童養護施設の利用も増加している。これは、親の育児疲れが解消されないまま、子どもを預かる必要があるためである。福岡市は、この問題を解消するために、今後もこの事業を積極的に推進していくとしている。

短期預かり里親養成

「短期預かり里親養成」は、子育て支援の一環として、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業を推進している。この事業は、子育て中の親が育児疲れを感じた際に、数日から数週間程度、子どもを預かることができる。預かる場所は、市内各地にある児童養護施設や、民間の保育施設などである。この事業は、子育て中の親にとって、育児疲れを解消するための有効な手段となっている。また、児童養護施設の利用も増加している。これは、親の育児疲れが解消されないまま、子どもを預かる必要があるためである。福岡市は、この問題を解消するために、今後もこの事業を積極的に推進していくとしている。

疲れた親の負担減 受け皿不足改善

「育児疲れ」を解消するショートステイ事業の推進をめぐり、関係者らが協議している様子。福岡市子ども家庭センターは、子育て支援の一環として、親の育児疲れを解消するためのショートステイ事業を推進している。この事業は、子育て中の親が育児疲れを感じた際に、数日から数週間程度、子どもを預かることができる。預かる場所は、市内各地にある児童養護施設や、民間の保育施設などである。この事業は、子育て中の親にとって、育児疲れを解消するための有効な手段となっている。また、児童養護施設の利用も増加している。これは、親の育児疲れが解消されないまま、子どもを預かる必要があるためである。福岡市は、この問題を解消するために、今後もこの事業を積極的に推進していくとしている。

写真：西日本新聞夕刊 2021/1/14 掲載



写真：中国新聞 2021/2/2 掲載

◎他の地域との連携・情報交換

- ・個別の情報交換：2回
- ・学会発表：2回

本事業は、福岡市西区をモデル地域としてスタートしましたが、全国の児童家庭支援センターのネットワークのなかでも、他地域で、児童家庭支援センターや施設の里親支援専門相談員が調整役として実施する里親ショートステイの取り組みがあることが分かったり、後述の里親ショートステイの調査では、市町村が里親へ直接委託する先事例があることが分かりました。様々な地域での特色ある取り組みを、個々の地域だけで完結することなく、これがネットワークとなり、他地域でも里親が身近な地域の社会資源となり、子育て支援や困難を抱える地域の親子を支援していく仕組みとして広がっていくことを目指していきたいと考えています。

◎その他

- ・子どもの家庭養育推進官民協議会で要望書（政策提言書）がまとまる。次ページ参照。

【SOS子どもの村 JAPAN／永井里美】

令和2年8月18日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

子どもの家庭養育推進官民協議会

会 長 鈴木 英 敬

家庭養育優先原則に基づく社会的養育を迅速かつ確実に実現するための提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

令和元年度は、児童虐待防止対策の強化を図るため、子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等、所要の措置を講ずることを趣旨とした、児童福祉法の改正が行われました。また、これまで本協議会が提言してきました特別養子縁組制度の改正につきましては、養子となる者の年齢の上限の引き上げや、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続きに参加することができる制度の新設など、民法等が改正されました。これら、子どもの最善の利益の視点に立った法制度の大きな改革を進められていることを高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

平成28年改正児童福祉法、新しい社会的養育ビジョン、令和元年改正児童福祉法、改正民法などの趣旨に沿った施策の展開にあたって、本協議会に参画する行政機関や民間団体からは、いくつかの問題点や改善点が提起されています。これらを下記の提言内容にまとめましたので、令和3年度に向けた予算や取組に反映していただき、国と地方、関係団体の連携のもと、子どもの最善の利益の視点に立った、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施されることを強く要望いたします。

記

1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

- ① 児童福祉法では、検討規定として、「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。昨年度立ち上げられた子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおいては、意見表明権の保障のみならず、子どもの権利擁護全体のアドボカシーシステム構築に向けて積極的に取り組み、今年度中にとりまとめ令和3年度の子算に反映させ、法制化を検討すること。
- ② 子どもの権利擁護やアドボカシーの実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援し、権利擁護に向けた具体的な事業を幅広く支援する補助金を創設すること。

2. 社会的養育推進に向けた財源の確保

- ① 国から示された要領に基づいた里親養育支援体制の構築のためには、これまで各地域が進めてきた取組を踏まえて、地域の実情に応じた対応を検討し、取組を円滑に移行させていく必要がある。しかし、地方自治体においても、現行の負担割合（国、地方1/2）では財政的に限界がある。これらに対応するため、フォスタリング機関が継続的に質の高い里親養育支援に取り組めるよう十分な予算措置を行うこと。
- ② 新たに里親養育包括支援事業に取り組もうとする施設や団体、NPO法人が円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な高上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。また、フォスタリング機関の活動を継続させるために、支援内容の質を確保したうえで、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業の支出を補助金から措置費に切り替えること。
- ③ 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。

3. 里親制度及びファミリーホームの見直しに向けた検討する場の創設

「新しい社会的養育ビジョン」においてケアニーズの内容や程度による加算制度の導入、専門里親制度の見直し、**ショートステイ里親などの新しいタイプの創設**、里親の名称変更などが提言されている。また、ファミリーホームにケアニーズの高い子どもが措置されている実態があり、家庭養護としてのファミリーホームの定員や支援体制の問題が顕在化している。ファミリーホームの安定的な運営を確保するためには、障害児への加算や定員払いの検討など措置費の見直しも必要と考えられる。早急にファミリーホームも含めた里親制度のあり方に関する検討会を立ち上げること。

4. 児童相談体制の強化と支援の充実

- ① 平成30年12月18日に公表された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下、新プランと略す）は、里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司も含めた児童福祉司及び児童心理司等の配置基準が明記された。また、市町村において、市区町村子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに全市町村に設置する旨規定されたものの、小規模な自治体では必要人員の確保が困難である等の理由から設置が進んでいない。児童相談所の職員配置の増員及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を確実に推進するため、地方交付税の増額措置や新たな交付金の創設など必要な財源措置を行いつつ、小規模な自治体の人材確保について、国として積極的に取り組むこと。
- ② 新しい社会的養育ビジョンにおいては、在宅支援の強化が求められているものの、全てを行政機関の職員が担うことは非効率的であり、多機能化した施設や児童家庭支援センター等における質の高い在宅支援サービスの提供が期待されている。これら施設や児童家庭支援センター等が

資料：子どもの家庭養育推進官民協議会より提出された要望書（1/2）

子どもや家庭のニーズに対応できるよう必要十分な財源措置を行うこと。

- ③ 児童福祉分野の職員体制の強化にあたっては、専門性の強化が必要不可欠である。令和元年児童福祉法の検討規定の「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について」検討を加えることとされており、児童に特化したソーシャルワーカーの養成や資格のあり方について、前向きな検討を行うこと。
- ④ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた財政支援制度を創設すること。また、児童家庭支援センターやフォスターリング機関などが市町村からの要請を受ける調整機関となつて、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整えるとともに、それに対する財政支援制度を創設すること。

5. 特別養子縁組および里親制度の推進

- ① 特別養子縁組の推進に向けた人材育成の強化や円滑に民間と行政が連携するためのデータベースの構築、養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置を行うこと。
- ② 育児・介護休業法において、特別養子縁組の監護期間や養子縁組里親として養育している子どもについては、子どもの年齢に関係なく、委託されてから1年間は育児休暇を取得できるよう法改正を検討すること。
- ③ 虐待・DVのおそれがある場合の保育所の優先利用が全国どこの自治体でも実施されるよう更なる周知徹底を図ること。また、保育所等（幼稚園、認定こども園、児童発達支援センターなど）の優先利用に里親・ファミリーホームなどの社会的養護下の子どもを加えるなど、社会的養護下の子どもが確実に保育所等に入所できる制度を整えること。さらに、保育料以外に実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費についても、すべて費用弁済される制度を整えること。
- ④ 里親制度の普及、里親子間の愛着関係の形成及び子どもの心身の健全な発達のため、子どもの年齢に応じて、里親が正式な受託に至る前のマッチングの期間中も含めて、一定期間、柔軟に休業できる制度を数年以内に構築するため、検討を開始すること。
- ⑤ 改正民法の趣旨を児童相談所をはじめ関係機関に正しく周知するとともに、特別養子縁組を必要とする子どもにその機会が保障されるよう、特別養子縁組を進めるための指針を定めること。

6. 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた支援の充実

- ① 市町村の在宅支援体制を強化するため、市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援メニューの充実を図ること。
- ② 市町村が児童家庭支援センターや関係機関等と連携して家庭支援が行われるよう必要な財源措置を行うこと。

7. 児童福祉施設が取り組む多機能化・地域分散化・専門化への支援の充実

- ① 社会的養育環境の整備にあたっては、里親と児童福祉施設が互いに連携して支援を必要としている子どもの養育に取り組める環境の整備が不可欠であるため、施設が取り組む専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化が子どもの不利益となることなく円滑に進むよう、安定した運営が継続できる体制の保障や新たな取組を促進する適切な予算措置を行うこと。
- ② 乳児院が多機能化に取り組むにあたっては、フォスターリング業務に留まらず子どものパーマネンシー保障に向けた新たな機能を担うための職員再トレーニングや新たな人材確保・育成が必要であり、研修に加えてコンサルテーション等の体制を整備すること。
- ③ 障害児入所施設については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」に基づき、地域小規模障害児入所施設の創設、里親・ファミリーホームへの支援、職員配置基準の引き上げ等、十分な予算措置を行うこと。

8. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実

- ① 現在、児童養護施設や乳児院等とされている一時保護専用施設の設置に向けた補助の対象に、小規模の安全安心な家庭的環境で専門的にアセスメントやケアなどを実践しているNPO法人を加えること。
- ② 一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的で小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、一時保護児童のみを対象としている現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。さらに、一時保護実施特別加算の対象となる施設に、障害児入所施設も含めること。
- ③ 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることを明確にすること。また、交付要額は自治体の実情に合わせたものとし、既存一時保護所の小規模化を促進すること。
- ④ 一時保護委託中の子どもが、教育権の保障の観点から原籍校への通学等が可能となるよう、現状の一時保護委託児童通学送迎費を増額するなど制度を整備すること。
- ⑤ 一時保護専用施設職員の職員の配置基準を、地域小規模児童養護施設並みの配置基準にすること、あるいは、高機能化加算の対象にするなど改善すること。あわせて、一時保護委託を受ける里親に対しても、十分な支援体制を構築すること。

9. その他

- ① 社会的養育の推進において、3歳未満や未就学児の里親委託率の統計を導入し、里親委託率だけでなく、特別養子縁組などのパーマネンシー保障を評価する指標や、一時保護委託による里親の活用等を評価する多角的な指標の導入を検討すること。また、未委託里親の活用や委託を希望する里親を顕在化させる仕組みを設けること。
- ② 今後、社会的養育において外国籍の子どもの増加が予想され、言語の問題、入管上の問題、実親との面会など、ケースごとに対応の異なる問題が生じる可能性があるため、社会的養育に在る外国籍の子どもの実情と課題の把握について検討すること。

資料：子どもの家庭養育推進官民協議会より提出した要望書（2/2）

I-4 里親によるショートステイ調査（アンケート調査概要報告）

（1）全国調査の目的

全国の市町村で実施しているショートステイの実施状況及び実施施設を調査し、そのなかでもショートステイを里親（ファミリーホーム含む）に委託している市町村に対し、その実態と課題を把握し、その結果の分析を通して、里親によるショートステイの今後の普及と展開に役立てることを目的として、本調査を実施しました。また、厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」において、児童家庭支援センター等が市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みが提案されていることから、全国の児童家庭支援センターに対しても同様の調査を行いました。

（2）調査方法

1) 予備調査

総務省地方公共団体コード一覧表（令和元年5月1日）に記載された市町村から福岡市を除いた1739団体を対象に、インターネットで「子育て短期事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援事業計画」の子育て短期支援事業の項目を確認し、ショートステイを里親で行っている可能性がある市町村を選定しました。結果、84団体が該当しました。

2) 一次調査（アンケート調査）

1)の上記予備調査で選定した市町村の84団体及び全国児童家庭支援センター協議会に加盟している児童家庭支援センター133センター（令和2年3月時点、SOS子どもの村福岡を除く）に対し、書面によるアンケート調査を実施しました。

なお、アンケート調査の実施にあたっては、個人情報特定されないよう、統計的処理を行いました。調査等については、九州大学人間環境学研究院臨床心理学講座倫理委員会の審査承認を得ました。

3) 二次調査（ヒアリング調査）

2)の結果、より深く調査したい市町村や児童家庭支援センターに対し、オンラインツールや電話によるヒアリング調査を実施しました。

※新型コロナの影響により、視察調査は不可能と判断しました。

(3) 一次調査の結果

A. 市町村対象調査

1) 回収率

アンケート用紙を郵送した 84 団体中、期限までに 50 団体から回答を得ました。そのうち、有効回答は 49 件（有効回答率 58.3%）でした。

2) 調査結果概要

①市町村におけるショートステイ事業の現状について

回答が有効であった 49 団体中、48 団体でショートステイ事業が実施されており、委託先は児童養護施設が最も多く、里親（ファミリーホーム含む）には 25 団体の市町村が委託していました（表 1）。

2019 年度にショートステイの利用実績があった市町村は 37 団体で利用の理由は、疾病、育児不安・育児疲れ、就労が上位でした。

表 1. ショートステイの委託先（複数回答）

委託先（n=48）	件数	割合（%）
乳児院	26	54.2
児童養護施設	41	85.4
児童家庭支援センター	1	2.1
里親（FH 含む）	25	52.1
その他	5	10.4

②里親によるショートステイの実情について

i) 里親によるショートステイ導入の理由

里親によるショートステイの導入の理由として、「施設の定員の問題」、「市区町村内に施設がないから」、「里親の専門性の活用」を選択した市町村が多く、ショートステイの受け皿不足に対する解決策として、里親へショートステイを委託するようになった市町村が多いようでした。

ii) 里親によるショートステイの実施体制

ショートステイの委託先として里親を選択した市町村 25 団体のうち、申し込み・マッチング・委託開始から終了までの一連の流れの全てを担う市町村は 16 団体（64%）と過半数を占め、9 団体（36%）はマッチングや委託中の状況確認、緊急時対応などを施設（里親支援専門相談員）や児童家庭支援センター、里親会などの外部の機関へ委託し、協働で事業に取り組んでいました（表 2）。

里親宅までの送迎については、23 団体（92.0%）の市町村で利用者自身が里親宅へ送迎、3 団体（12.0%）の市町村で市町村担当者が送迎を行う場合もあることが示されました。

緊急時の対応については、19 団体（82.6%）が夜間や土日でも対応可能な体制を取っていると回答しました。緊急の事情で里親の元でショートステイが継続できなくなった場合、他の里親でショート

ステイを継続したり、一時保護に変更したりする等の対応策を確保している市町村が一定数存在する一方、継続不能な状態に陥ったことがないため、対応を整備していない市町村も確認できました。

ショートステイ期間中の保険については、15 団体（60%）の市町村が保険に加入しており、加入先は、全国里親会が 5 団体（38.5%）、その他の保険会社が 8 団体（61.5%）で、全てが対人賠償・対物賠償の両方に加入して事故に備えていました。

表 2. 里親によるショートステイ事業の実施・委託機関（n = 25）

事業の実施・委託機関	件数	割合（%）
市町村で実施している	16	64.0
児童相談所で実施している	0	0.0
施設（里親支援専門相談員）に委託している	4	16.0
児童家庭支援センターに委託している	1	4.0
フォスタリング機関に委託している	0	0.0
里親会に委託している	2	8.0
その他	2	8.0

iii) ショートステイを担う里親の登録手続きと登録世帯数

里親がショートステイを担うために、市町村で登録手続きが必要と回答した市町村は 15 団体（65.2%）と多くを占めましたが、登録手続きを必要としていない市町村もありました。

また、ショートステイを担う里親は養育里親や一時保護、レスパイト・ケアなどのショートステイ以外も受託可能と回答した市町村は 20 団体（80%）で、制度や行政の管轄の壁を越えて、地域のなかで支援を必要とする子育て世帯を、地域の中の限られた里親の専門性を活かしながら支援できる仕組みが構築されているようです。

ショートステイを担うことができる里親世帯数については、市町村によって 0~51 世帯と幅が広く、25 団体の平均は 7.59 世帯でした。2019 年度の里親によるショートステイの実施件数と里親世帯数について集計したところ、ショートステイを担うことができる里親が 4 世帯以下の市町村においても、平均 7.92 件の委託が行われており、里親が少なくとも、里親によるショートステイは実施できると考えられます。

iv) 里親によるショートステイの評価

里親によるショートステイを実施して良かったこととして、「ショートステイ利用を断らずにすむこと」が最も多く、「地域の里親が子育て支援をしてくれること」や「子どもが保育園や学校などに行けること」といった理由も多く選択されていました。地域の中の里親がショートステイの担い手と

なり、ショートステイ期間中だけでなく、その前後を含めた継続的な支援者となり得ることが示されました。

課題としては、「ショートステイを受入れられる里親の少なさ」と回答した市町村が最も多く、その他に、「支援体制の不足」、「マッチングの難しさや調整の負担」が挙げられました。後述の利用家庭や子どもの特徴から里親への負担やトラブルの発生が懸念され、委託前のリスク検討やフォロー体制が重要な課題となっていると考えられます。

B. 児童家庭支援センター対象調査

1) 回収率

児童家庭支援センターの対象 133 センターのうち、期限までに 81 センターから回答を得ました。そのうち、有効回答は 79 件（有効回答率 59.4%）でした。

2) 調査結果概要

①児童家庭支援センターにおけるショートステイ事業の実情について

54 センター（68.4%）が法人内でショートステイを実施していると回答し、法人内でのショートステイの受入れ先は、児童養護施設が最も多く、里親（ファミリーホーム含む）によるショートステイを行っているところは 5 センター（9.3%）のみでした。この 5 センターは全て法人内の施設でもショートステイを受入れていることがわかりました。

2019 年度は 54 センターのうち、49 センター（94.2%）の法人で合計 2714 件のショートステイを受入れていました。受入れ先は、児童家庭支援センター専用棟、児童養護施設が多く、里親によるショートステイは 69 件でした。ショートステイを利用した理由は、育児不安・育児疲れ、疾病、就労が多く見られました。

表 3. 2019 年のショートステイ受入れ先と受入れ先別の実施件数

	受入れ先（複数回答）		受入れ先別実施件数	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）
乳児院	9	16.7	205	7.5
児童養護施設	38	70.4	1129	41.2
児童家庭支援センター専用棟	12	22.2	1280	46.7
里親（FH 含む）	5	9.3	69	2.5
その他	5	9.3	6	0.2

また、ショートステイを利用する家庭が要支援家庭であった場合、行政とどのように連携を取っているか自由記述で尋ねたところ、日常的・定期的に行政との連携を図っているセンターが多く、中には、入念な事前協議を行った上でショートステイを開始しているセンターもありました。また、ショートステイ利用中の情報の共有はもとより、利用終了後の継続的な支援や家庭訪問などの積極的な関わりも行っており、継続的に家庭への支援を行う体制を取っているセンターもあることがわかりました。

②児童家庭支援センターが行う里親によるショートステイの実情について

i) 里親によるショートステイ導入の理由

里親によるショートステイは、5センターで実施されていましたが、うち1センターは2020年度より里親に委託を開始したため、4センターの回答をもとに集計を行いました。

里親へショートステイを委託するようになった理由については、「里親による子育て支援の推進」の他、「施設で受け入れられる年齢の制限」や「学校等への送迎負担」など、施設の制約によるものが挙げられていました。

里親によるショートステイを実施していない児童家庭支援センターについては、「里親委託の仕組みが整っていない」ことを理由として挙げていました。今後の里親によるショートステイの実施の見込みについては、「したいができない」とする回答も見られ、その理由として、ショートステイは市町村の契約事業であり、行政側が里親に委託すると判断しなければ実施できないことや、児童相談所が里親に一時保護を委託するため、ショートステイに割り当てられないと判断していることなどが述べられていました。里親によるショートステイの開始にあたっては、市町村や児童相談所の理解と連携が重要であることがわかります。

ii) 里親によるショートステイの実施体制

ショートステイの利用家庭と里親とのマッチングや連絡・調整は、児童家庭支援センター（3センター）と施設の里親支援専門相談員（1センター）が担っていました。

里親宅までの子どもの送迎については、職員のみ、または利用者のみで送迎するところもありましたが、児童家庭支援センターの職員と市町村担当者による送迎、児童家庭支援センターの職員と利用者による送迎など、複数で送迎しているところもありました。

ショートステイ委託中の子どもの状況については、全ての児童家庭支援センターで確認しており、緊急時の対応についても、全ての児童家庭支援センターで委託期間中は、夜間や土日含め、対応可能な体制を取っていました。

ショートステイ期間中の保険については、3センターが加入しており、全て対人賠償・対物賠償の両方に加入して事故に備えていました。保険の加入先としては、全国里親会が2センター、その他の保険会社が1センターで、全て加入者は、里親個人となっていました。

iii) ショートステイを担う里親の登録手続きと登録世帯数

里親がショートステイを担うために、市町村で登録手続きが必要と回答したところは1センターのみで、3センターは登録不要でした。ショートステイを担うことができる里親の数については、4センター中、1センターがFHIカ所、残りの3センターは里親14~29世帯でした。

また、4センター全てが、ショートステイを担う里親は養育里親や一時保護などの受託ができると回答しました。

iv) 里親によるショートステイの評価

里親によるショートステイ事業を実施して良かったこととして、「地域の里親が子育て支援をしてくれること」、「子どもが保育園や学校などに行けること」、「子育てが困難な家庭状況の把握ができること」、「ショートステイ利用を断らずにすむこと」が選択されていました。市町村向けアンケートと比較すると、「子育てが困難な家庭状況の把握ができること」の割合が高く、特に継続的な家庭支援に向けての有効性が高く意識されている可能性が示されました。

里親によるショートステイ事業の課題として、4センター中3センターが地域の里親及びショートステイを担う里親の少なさを挙げていました。また、自由記述からは、利用者のニーズと里親の受入れ条件のマッチングの難しさ、行政と連携する上での苦労や賠償等が生じた際の里親への補償の明確化などの体制の問題が述べられていました。

A・B 両アンケート調査からの集計

① ショートステイ利用家庭・子どもの特徴

ショートステイ事業を利用した家庭の背景の傾向・特徴についての自由記述では、市町村・児童家庭支援センターとも「ひとり親」による利用に関する記述が多く、ひとり親で育児をサポートする親族が近隣に不在であること、そこに育児不安や就労等の他の問題が重複することでショートステイ利用に至っていることが示されました。また、特に児童家庭センターからの回答では「親の疾病・障害」、「要保護児童・要支援家庭」に関する記載が多く見られました。

ショートステイを利用した子どもの特徴としては、市町村・児童家庭支援センターとも「発達障害・発達特性」に関する記述が多く見られました。特に児童家庭支援センターからの回答では子どもの「心理学的課題」として、アタッチメントに関する問題が多く述べられています。また、生活習慣の問題や虐待経験に関する記述もあり、不適切な養育環境の影響が目立つ児童も多いことが示されています。これらの特徴から、ショートステイ利用時の対応が難しくなるケースも存在すると考えられます。

②ショートステイを担う里親のリクルートについて

ショートステイを担う里親をリクルートする機関は、主として市町村担当者や児童相談所が取り組む地域や里親会と連携して取り組んでいる地域もあることが示されました。

リクルート活動の方法は、チラシの配布、市町村発行の広報誌、説明会など幅広く行われており、里親会のネットワークの活用は効果的との回答も見られました。

リクルートで苦勞している点として、里親登録希望者の掘り起こしの難しさや、先進的な取り組みを共有し、里親のリクルートや支援など、包括的な支援体制を国や県が主導して枠組みを作ってほしいといった意見も上がりました。

(4) 二次調査について

一次調査の結果、里親によるショートステイの実施形態は、以下の4つのモデルに分けられることがわかりました。

- ① 行政と児童家庭支援センターの協働モデル
- ② 行政と里親会の協働モデル
- ③ 行政と施設の里親支援専門相談員の協働モデル
- ④ 行政が実施するモデル

二次調査では、①～④のモデルのなかで、特徴的な取り組みがなされている機関に対して、アンケート調査の結果をもとに、里親によるショートステイに取り組むようになった経緯、ショートステイ開始から終了までの支援体制と配慮点、関係機関間の情報共有、事業の存在意義や課題などについて、ヒアリング調査を行いました。

この調査結果につきましては、2021年6月に「里親によるショートステイに関する全国調査報告書」に掲載し、皆様のお手元に送付させていただく予定にしております。

(5) 考察

現在、里親によるショートステイに取り組んでいる市町村や児童家庭支援センターは、ショートステイの受け皿の確保や、登園・登校への支障など、各地域で抱えていた様々な課題の解決策として、地域の里親の専門性の活用にとどり着いた経緯があり、事業の実現と継続には市町村と児童相談所、児童家庭支援センター等の関係機関の理解と連携が欠かせないことが明らかになりました。また、里親委託の仕組みができていても、緊急時対応や支援体制の確保、担い手となる里親の少なさなど、様々な課題を抱えている機関も多数あることが把握できました。

一次調査で把握したショートステイの利用家庭や預けられる子どもの特徴は、先行研究でも同様の特徴が報告されており、ショートステイは保護者が養育できない期間の代替養育のみならず、虐待予防や親子分離の防止にも活用されていると想定され、里親と市町村や支援機関が協働で取り組む意義は大きいと考えられます。

2021年度から市町村が里親に直接委託が可能になり、里親によるショートステイの普及が期待されますが、今のところ、参考となるモデルが少ない状況です。これから取り組む市町村や児童家庭支援センター等の関係機関の皆様におかれましては、本調査の報告を参考にしていただけると幸いです。

また、里親によるショートステイに関する調査にご協力いただきました市町村、児童家庭支援センターの皆様にお礼申し上げます。今後は里親によるショートステイを実践している機関を対象に、情報共有や課題解決を目的としたネットワークの立ち上げを検討しております。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

分析協力者：九州大学大学院 小澤永治准教授

調査担当者：SOS 子どもの村 JAPAN／松崎佳子・田邊瑛美

【SOS 子どもの村 JAPAN／田邊瑛美】

全国調査から見えてきた里親ショートステイ

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」センター長・

広島国際大学特任教授・臨床心理士／松崎佳子

ショートステイ（短期入所生活援助事業）は、保護者の病気や育児疲れなど様々な理由で、一時的に育てられない子どもを、乳児院や児童養護施設などで預かる市区町村の子育て支援サービスです。児童虐待相談件数が20万件弱となっているなか、その97%の子どもたちは、家庭、地域での養育支援に委ねられています。保護者が、市区町村の担当窓口で利用申請を行うことにより、誰でも利用できるショートステイ事業は、虐待予防の切り札ともいえる役割を担っています。そのため、ニーズは高くなっており、利用者数は2015年（平成27年）78,030人から2018年（平成29年）90,063人と急増している状況です。実施施設も745カ所から797カ所と増えていますが、近隣に施設がない地域では利用できない状況があります。また、子どもは、家庭、馴染んだ地域で育てられるべきと言う視点で考えると、地域で生活している家庭養育の専門家である里親がショートステイを担うということは、大きな支援に繋がることと考えます。

厚生労働省は2017年に策定された「新しい社会的養育ビジョン」において、地域の子どもと家庭の支援の例として、子どもの人口当たりの必要なショートステイの定員枠を確保すべきであること、児童家庭支援センターやフォスタリング機関^{※2}などが市区町村の要請を受け調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整える方策を考え、都道府県及び市区町村でその推進を行うべきであると述べ、施設とともに里親がショートステイの受け皿となって親子分離を防止し、ひいては代替養育になることを防ぐという役割を提言しています。

これらを踏まえて、里親ショートステイの実施状況を明らかにするため、全国調査を実施しました。まず、予備調査として、総務省地方公共団体に記載された市町村から福岡市を除いた1739団体を対象に、インターネットで「子育て短期事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援事業計画」の子育て短期支援事業の項目を確認し、ショートステイを里親で行っている可能性がある市町村を選定しました。その結果該当した市町村は、84団体4.8%であり、里親ショートステイそのものが、市町村にまだ認識されていないことが示されました。

該当市町村である84団体への郵送による一次調査調査では、回答を得た48団体中、里親（ファミリーホーム含む）は25団体の市町村で実施されていました。里親へショートステイの導入の理由として、「施設の定員の問題」、「市区町村内に施設がないから」、「里親の専門性の活用」を選択した市町村が多く、ショートステイの受け皿不足に対する解決策として、里親によるショートステイを導入した市町村が多いようでした。ショートステイ利用を断らずにすんだことや、地域での子育て支援と

² フォスタリング機関とは、里親養育推進のために、里親のリクルート、研修、マッチング、支援などを里親とチームになって一貫して担う機関のこと

なっていること、ショートステイ中子どもが保育園や学校などに行けることなどの利点が示される一方、担ってくれる里親不足やマッチングなど調整支援体制の不足も課題としてあげられました。さらに、郵送による一次調査として、地域子ども・家庭支援を担っている全国児童家庭支援センターへの調査も実施しました。児童家庭支援センターは、児童養護施設等児童福祉施設に併設されているところが大半を占めています。全国133センター中、79センターより回答を得、54センター（68.4%）がショートステイを実施していました。受け入れ先は、法人内施設が最も多く、里親によるショートステイを行っているところは5センター（9.3%）のみでした。

里親へショートステイを委託するようになった理由については、里親による子育て支援の推進の他、施設で受け入れられる年齢の制限や学校等への送迎負担など、施設の制約によるものが挙げられていました。また、里親によるショートステイを実施していない理由として、「里親委託の仕組みが整っていない」ことが挙げられ、「したいができない」理由として、ショートステイは市町村の契約事業であり、行政側が里親に委託すると判断しなければ実施できないことや、児童相談所が里親に一時保護を委託するため、ショートステイに割り当てられないと判断していることなどが述べられていました。里親によるショートステイの開始にあたっては、市町村と都道府県（児童相談所）の理解と連携が重要であることが示唆されました。

里親ショートステイを実施している市町村、児童家庭支援センターは、非常に数が少ない現状が明確になりました。しかし、そのなかで実施している市町村、児童家庭支援センターは、地域の状況や体制をふまえながらさまざまな工夫取り組みを先駆的に実施していることも示唆されました。その詳細を二次調査として現在ヒアリング調査を実施中であり、報告書として、具体的な実施のためのモデルとして提示していきたいと考えています。

児童福祉法の改正により、2021年4月より、子育て短期支援事業（ショートステイ）を市町村が里親に直接委託して実施することが可能となります。それを踏まえて、実施に取りくむ市町村も増えてくるのではないかと考えられます。また、児童家庭支援センターやフォスタリング機関などには、調整支援の役割も求められてくると考えます。本調査が、実施に向けて参考になる事を願っております。

II. 参考資料

(1) 里親によるショートステイの推進（ハンドブック）



子育てを少しずつ、みんなで支えたい。
ショートステイ里親
ハンドブック

第3版 **みんなで里親**
ふくおかし西区 project

みんなで里親
ふくおかし西区 project

Mail foster.west@sosjapan.org
URL <http://local.sosjapan.org>

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
TEL 092-737-8655
福岡市西区役所 子育て支援課
TEL 092-895-7098

2019年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

約450



人います。

福岡市には、
家族と暮らせない
子どもたちが

日本には、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもたちが約45,000人、福岡市には、約450人います。

そのような子どもたちを家庭で一時的に預かり、子育てをする役割を担っているのが「里親」です。

子どもは、安全で安心できる家庭環境の中で、特定の大人と安定した愛着関係をつくることで、自己肯定感を育み、よりよい対人関係を築く力を付けていきます。

あたたかい家庭環境の中で、安心して過ごすことは、子どもの大切な権利です。

しかし、日本では実に、約80%の子どもたちが家庭環境でなく、乳児院や児童養護施設などの施設で暮らしています。

里親家庭が不足しています。
いま、この瞬間も、子どもたちが里親さんを待っているのです。



、
みんなで助け合うから
「みんなで里親」です。



少しずつ

わたしたち「みんなで里親プロジェクト」では、里親家庭を増やしていくことを目指していますが、同時に「里親家庭を支える人」を増やすことにも取り組んでいます。

「里親は大変そう…」そう思われる方は少なくないです。確かに、しばらく子どもを預かり、子育てしていくことは、簡単ではありません。

しかし福岡市では、里親の先輩たちと交流したり、気軽に相談できたりする機会づくりに積極的に取り組んでいます。

また、「みんなで里親プロジェクト」では、行政だけでなく、NPOや大学、地域のみなさんと連携しながらサポート体制づくりを進めています。

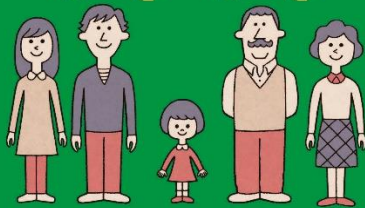
わたしたちは、里親のみなさんが、安心して子育てに取り組めるよう、バックアップをしていきます。

子どもたちのために、少しずつ助け合いながら、みんなで子育てをしてみませんか？

04

ずっとじゃなくても
大丈夫です。
、
里親になりませんか？

ときどき



福岡市では、保護者の病気や育児疲れなどの様々な理由で、短い期間、預かることが必要な子どもが増えています。

そうした子どもたちを、原則7日間以内預かる仕組みが「ショートステイ」です。

福岡市では、2018年度に458人の子どもがショートステイを利用しました。

ショートステイでは、基本的に乳児院や児童養護施設などで預けられますが、西区内にはひとつもないため、ほとんどの子どもたちが西区外に預けられます。

そうすると、ショートステイをしている期間、子どもたちは、保育所や幼稚園、学校に通えなくなるのです。

このような時、近くに里親さんがいれば、子どもは里親家庭で生活しながら、家に帰る日を待つことができます。いつものまちで、友達とのつながりを保ちながら過ごすことができます。

家族と離れる不安を和らげることができれば、保護者も安心して子どもを預けることができるでしょう。

里親に対して、小さい時から大きくなるまで、長い間育てていくイメージを持っていませんか？

数日だけでも里親家庭を必要としている子どもたちが、待っています。ずっとじゃなくても大丈夫です。ときどき、里親になってみませんか？

06

里親は、大きく4種類に分かれます

養育里親 一般的な里親。短期の希望も可能

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで、または子どもが自立するまでの一定期間養育します。期間は数週間から数年、十数年と子どもの状況に応じて異なります。原則子どもが18歳になるまでが最長の期間になります。

(ショートステイ里親とは? → P09~)

さらに…
専門里親

虐待を受けた子ども、非行の問題を有する子ども、知的・身体・精神に障がいのある子どもで、専門里親として委託することが適当だと認められる時に養育します。別途要件や研修があります。

養子縁組里親 養子縁組を希望する里親

養子縁組(基本的には特別養子縁組)を希望する方が養子縁組の必要な子どもを養育します。期間は縁組が成立するまでです。血縁がなくても結ばれる愛情の絆。その絆を法的に安定させる一つの選択肢です。

親族里親 里親制度を活用して親族が養育

両親や監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

養育里親と専門里親は、里親手当が支給されます。例えば養育里親は、月額1人あたり9万円(2020年4月から)です。また、里親手当の他、一般生活費(乳児は1人月額5万8310円、乳児以外は1人月額5万570円)等も支給されます。

ショートステイで預かる際は、里親手当は支給されませんが、委託費が支給されます。
(ショートステイ里親Q&A→P17~)



里親になるための要件が、いくつかあります

CHECK!

里親になるための
主な要件

- 家族の同意があること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもって居ること
- 心身ともに健康であること
- 経済的に困難していないこと
- 登録前に必要な研修を受講していること
- 養育里親は5年、専門里親は2年毎に更新研修を受講すること
etc.

ショートステイ里親とは?

ショートステイは、保護者が一時的に育てられない子どもを、施設や里親でお預かりする子育て支援サービスのひとつです。保護者が区に利用申請すれば、誰でも利用できます。そのショートステイが必要な子どもを預かる里親が「ショートステイ里親」です。

ショートステイの他に、里親が子どもを短期に預かるサービスには、児童相談所が関与する「一時保護」や「レスパイト・ケア」があり、右の表のような違いがあります。

週末(季節)里親という取り組みもありますが、それは施設で暮らす子どもに家庭体験を提供するボランティア事業です。



ショートステイ	一時保護	レスパイト・ケア
窓 口		
区役所の「子育て支援課」。里親との具体的なやりとりは、福岡市子ども家庭支援センター・SOS子どもの村」が担います	福岡市子ども総合相談センターえがお館(福岡市児童相談所)	福岡市子ども総合相談センターえがお館(福岡市児童相談所)
子どもを預かる期間		
原則7日間以内(最大2週間まで)、保護者が必要とした期間	原則2か月以内で、児童相談所が必要と判断した期間	里親が必要とする期間(数時間~最大7日間)
特 徴		
育児疲れ等により、家庭で子どもを一時的に養育できない保護者が自ら申請できます。必要な場合は何度でも利用可能です	児童相談所の権限で、家庭で養育できなくなった子どもや虐待の被害にあっている子どもやの保護を行います	里親の用事や休息などのため、別の里親宅で里子を預かる仕組みです

ショートステイに近いサービスで「ファミリーサポート・センター(ファミサポ)」による一時預かりがありますが、ファミサポは原則的に、宿泊なしの数時間の預かりです。



ショートステイは、一時保護に比べて、預かる子どもやその家庭の情報が得にくい場合があります。それは、保護者がハードルを感じずに預けられるための工夫のひとつです。

ショートステイ里親 登録までの流れ

えがお館を窓口にも、まずは「養育里親」の登録をします。

- 1 **ガイダンス面接** えがお館へ連絡し予約 月 日()
- 2 **基礎研修** (2日間) 年4回開催 里親カレッジ 施設見学 月 日() 月 日()
- 3 **認定前研修** (2日間) 年4回、平日開催 月 日() 月 日()
- 4 **申請書・必要書類の提出** 月 日()
- 5 **養育実習** (2日間) 月 日() 月 日()
- 6 **家庭訪問** 原則平日 月 日() *研修終了後、登録までの有効期間は2年間です
*ご夫婦の場合、家庭訪問・研修は夫婦一緒に受けることになります
- 7 **所長面接** 平日 月 日()
- 8 **こども・子育て審議会による審議**
- 9 **養育里親登録**
- 10 **ショートステイ里親登録** (右ページ参照)

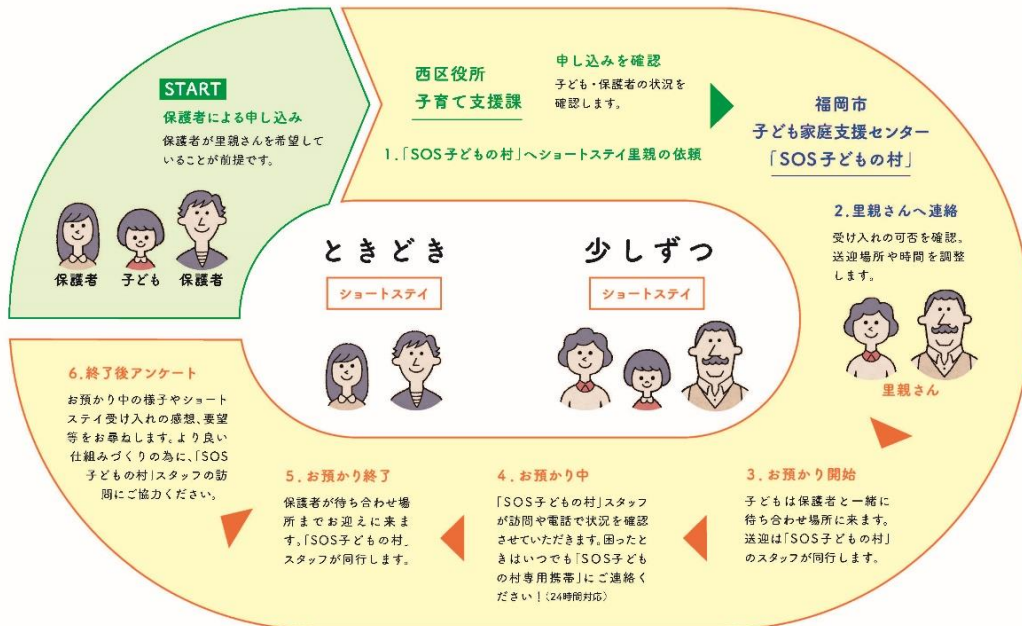
「こども総合相談センター えがお館」 何でも相談にのります、
担当:里親係 代表電話(092)832-7100 気軽にお問い合わせください!

<養育里親>登録が終わったら

ショートステイ里親 登録に進みます。

- 1 **SOS子どもの村へ連絡ください**
養育里親の登録と合わせて、ショートステイ里親登録が必要です
福岡市子ども家庭支援センター
「SOS子どもの村」里親チーム
TEL:092-737-8655
- 2 **SOS子どもの村から里親さんへ**
里親ショートステイの仕組み、里親さんの役割、登録手続きについて説明します
- 3 **里親さんの賛同**
- 4 **SOS子どもの村から里親さんへ**
里親さん宅の家庭訪問と面談、登録手続き
預かっていただくお住まいの環境(部屋の大きさや間取り)を見せて頂き、お預かりのご希望などの聞き取りをします
- 5 **ショートステイ里親登録 完了**
SOS子どもの村がショートステイ里親登録情報を区・えがお館に報告します

ショートステイ里親 子どもの預かりから終了までの流れ



ショートステイ里親 みなさんの声

～保護者のみなさんから、こんな相談が寄せられます～

- 急に入院しなくてはいけなくなりました。子どもを預かってくれる人がいなくて困っています
- 親の介護があるので、子どもを預かってくれませんか？
- 急な出張が入りました。子どもを見てくれる人がいないんです
- 子育てに疲れてしまって…
- 誰かに預けたいのだけど、きょうだい一緒だと難しくって…
- 預けることになっても、幼稚園や学校に通わせたい etc.

ショートステイ里親を利用した後の感想

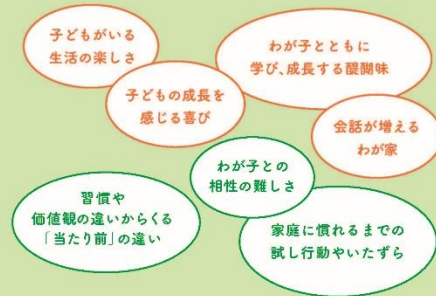
- 子ども**
- いつもの学校に通えたのがうれしかった
 - きょうだいと一緒にだったので、寂しさがまぎれた
 - お泊りしたおうちの子（お兄ちゃん、お姉ちゃん）と一緒に遊んで楽しかった
 - どんどこで過ごすのか想像できず、最初はとても緊張した
- 保護者**
- 子どもが楽しそうにできて良かった
 - 里親家庭の子どもにも、地域の人にも、わが子が可愛がってもらっていると嬉しい
 - あたたかい家庭の中で、丁寧に関わってもらっていると感じた。またお願いしたい
 - 学校に行けなかったら勉強が遅れると、子どもが不安だったようだ。通学できると知ってホッとした

15

里親さんの感想

- 里親**
- 子どもの村が調整役になってくれたことで、預かりに専念できています。何かあればすぐに連絡でき、普段の様子を保護者に確認してもらえるので安心してショートステイの預かりができています
 - わが子が、預かった子どもの世話を通して思いやりのある行動が自然に出来るようになったと感じています。成長を感じて嬉しかったです

やりがいもあれば、大変なところもあります。わたしたちと一緒に、子どもと家族を支えていきましょう！



16

ショートステイ里親 Q&A

- Q. どんな子どもを預かりますか？**
- A. 0歳から18歳まで（多くは10歳以下）の子どもです。里親さんのお預かり頂ける子どもの年齢、性別、人数を事前にうかがっておき、預かる子どもの状況に応じてお願いします。
- Q. 急な依頼はありますか？**
- A. 利用日の最低2日前までに依頼の連絡を致します。
- Q. 準備するものはありますか？**
- A. 原則ありません。着替え、おむつ等は保護者が準備します。ベビーカー、チャイルドシート、子ども用食器などは、無料で貸し出しを行います。
- Q. 保護者との連絡はどうすればよいですか？**
- A. 保護者と里親さんが直接連絡をとったりすることはありません。SOS子どもの村のスタッフを通してやりとりを行います。
- Q. 困ったときはどうしたらいいですか？**
- A. ショートステイ中は、SOS子どもの村で24時間電話対応いたします。小さなことでも、お気軽にお電話ください。
- Q. 緊急時はどうしたらいいですか？**
- A. 子どもが病気やケガで緊急を要する時は、病院に連れていくか、119番してください。
- Q. 保険はありますか？**
- A. 福岡市が加入している保険があります。子どものケガや病気に対しては保険の適用になります。
- Q. 受入れをした時に委託費はありますか？**
- A. 福岡市の規定日額（2歳未満は10,700円、2歳以上は5,500円）が、SOS子どもの村から里親さんに支払われます。
*無込額は、無込手数料を差し引いた額になります。

17

みんなで里親プロジェクトとは

福岡市西区役所、認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN、こども総合相談センターえがお館、福岡市社会福祉協議会、九州大学、福岡市里親会、西区民生委員・児童委員協議会で協働しながら取り組んでいるプロジェクトです。

1. みんなで「里親」を理解する
2. みんなで「里親のなり手」を増やす
3. みんなで「里親養育のチーム」になり、親子を支える

の3つを目標に、里親普及と里親による短期預かりの仕組み作りに取り組んでいます。

問い合わせ先

Mail foster.west@sosjapan.org
URL <http://local.sosjapan.org>

みんなで里親 検索

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
TEL 092-737-8655



目次

1. 里親によるショートステイ～みんなで里親プロジェクト

- (1) 「みんなで里親プロジェクト」について
- (2) 里親によるショートステイの意義

2. 里親によるショートステイ「調整」について

- (1) 里親によるショートステイの「調整」の必要性
- (2) 子どもの預かりから終了までの流れ
 - A. マッチング
 - B. コーディネート
 - C. ショートステイ実施
 - D. フォローアップ

3. 「里親によるショートステイ」における費用と保険

- (1) 事務手続きについて
- (2) 保険について

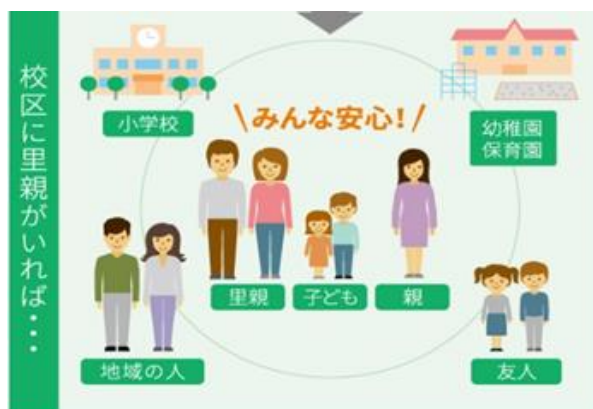
1. 「里親によるショートステイ」～みんなで里親プロジェクト～

(1) 「みんなで里親プロジェクト」について

2016年から独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、福岡市西区役所と協働で、小学校区に短期の里親を増やし、里親がショートステイの担い手となり、みんなで地域の子どもと家庭を支える仕組みをつくる「みんなで里親プロジェクト」に取り組みが始まりました。

身近な地域で子どもを預かるためには、小学校区などで地域に根差した短期の里親の確保が必要と考え、2014年に福岡市西区役所に呼びかけ、地域団体や福岡市児童相談所とともに「住み慣れた地域で暮らしたい子どもがいます」「校区にひとり、里親を」をキャッチフレーズに校区里親普及事業を始めました。

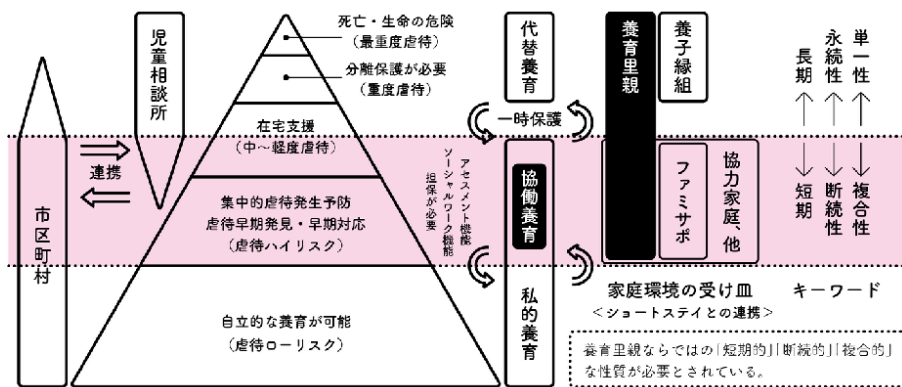
2016年からは独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、「みんなで里親プロジェクト」と改称し「みんなで里親を理解する」「みんなで里親のなり手を増やす」「みんなで里親養育のチームになり、里親を支える」をスローガンに、短期里親のリクルートをはじめました。2017年からは、リクルートした里親さんへの子どもの預かりが始まりました。施設は居住地から遠方にあることが多いため、保護者が施設に連れていくことが困難だけでなく、保育園や幼稚園、小学校が離れていると、ショートステイの期間、子どもたちは通園、通学することが難しくなります。このようなとき、居住地の近くにショートステイ里親がいることで、子どもは里親宅から、いつもの保育園や幼稚園、学校に通い、いつもと同じように暮らすことができます。子どもの「いつもの生活」を尊重することで、家族と離れる不安を少しでも和らげるとともに、身近な地域で子どもと家庭を支える協働養育の仕組みをつくることをめざしています。子どもの安心感が増えれば、保護者も安心して子どもを預けることができます。この試行の中から、里親ショートステイのための仕組みづくりを行い、マッチングから預かり中のサポートなどを行うなかで、終了後は区役所や保護者、里親さんとの振り返りを行い、しくみづくりに生かしています。



2020年には福岡市内のショートステイ実施施設での実践を聞き情報交換を行う場として施設のファミリーソーシャルワーカーとの協働の「ショートステイ作業部会」を立ち上げました。ショートステイの円滑な実施と預かりの質の向上を目的とし、ショートステイ事業の課題や工夫へのアドバイスを共有し、施設と連携した里親によるショートステイの普及を目指して、まずは実施状況や課題と工夫について情報交換を行いました。今後も定期的に行う予定です。

このプロジェクトは、住み慣れた地域で、家庭の困難を乗り越える、子どもにとって安心できるサービスであるとともに、希薄化している地域の協働養育の仕組みを復活する役割を果たします。

「新しい社会的養育ビジョン」では、ショートステイが「社会的養護」として位置付けられており、ショートステイの情報を協働養育の資源として生かすことが、早期の虐待予防、親子分離予防、要支援家庭の発見等に結び付く可能性があります。今後はショートステイにおいて、「アセスメント機能」および「ソーシャルワーク機能」を担保していくことに力を入れ、支援後に社会資源につなぐ等、切れ目のないケア（協働養育）が機能するシステムを構築する必要があります。行政や児童相談所との連携を密に行うとともに、地域全体がひとつのチームとしてコミュニティ・ケアを実現していくこと、それを支える機運とつながりを醸成する役割を担っていきます。



図：養育里親を活かした在宅支援イメージ

(2) 「里親によるショートステイ」の意義

①ショートステイ里親は、養育里親登録の入り口として里親の増加に寄与する

現在、都道府県では、「社会的養育都道府県計画」に基づき、養育里親を増やす目標値を定めています。ショートステイ里親は、短期の養育経験から長期の養育里親の経験につながり、養育里親登録の入り口として里親の増加に貢献すると思われます。

②施設の地域支援とともに、多くの子どもが利用できるショートステイの受け皿を

ショートステイは、主に乳児院や児童養護施設などで実施されていますが、現在施設は小規模化・地域分散化の方向にあり、そのなかで一時保護やショートステイの定員枠をつくり、在宅の子どもと家庭の支援を進められています。現在は、増加する一時保護委託の増によりショートステイの受入れ先としての動きが十分できない施設も多くなっているのが現状です。

「新しい社会的養育ビジョン」では、施設がショートステイの定員枠を設けるとともに、フォスターリング機関や児童家庭支援センターが調整役となり里親を受け皿とするショートステイが提案されています。本体施設が定員いっぱいになったことから、地域の里親によるショートステイを始めた施設も見られます。「里親によるショートステイに関する全国調査（2020年実施）。施設とともに里親が受け皿となるショートステイの取組みを行うことで、施設が持つ専門英を生かし、ショートステイが必要な子どもや家族のニーズに対応しやすくなります。増えつづける困難な家族に対応し、配慮が必要なショートステイの受け皿が確保されることは大変重要なことです。

③住み慣れた地域・家庭的な環境で過ごす。子どもの困難に気づく

子どもと同じ地域に里親がいれば、ショートステイ期間中、子どもは住み慣れた地域で過ごすことができます。いつもの学校や保育園に通い、仲の良い友達と離れ離れになることなく、過ごすことができます。また、生活習慣や生活リズムが整っていない等の子どもでも、家庭的な環境のなかで規則正しい生活を送り、生活習慣を丁寧に学び、成長を促し、利用をリピートしながら、生きる力を育みます。里親と子どもが丁寧に関わり、小さな気づきから、顕在化しにくい子どもや家族の状況の大事な情報を得ることができます。

④子どもや保護者、里親を地域で支える

子どもの村でのこれまでのショートステイの預かりの経験や、「里親によるショートステイに関する全国調査（2020年実施）」の結果から、ショートステイを利用する子どもや家庭に以下のような傾向があることがわかりました。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・発達の違いや偏りがある | ・ひとり親世帯 |
| ・生活リズムが整っていない | ・育児疲れ |
| ・体験、経験不足 | ・疾患を抱える保護者 |
| ・ネグレクトの恐れ | ・頼れる親族がない孤立した家庭 |
| ・多子世帯 | ・繰り返しの利用が多い |

このような課題を抱える家庭を早期に発見し、子どもと家族について理解し、その後の支援につながるきっかけになります。また、情報共有が必要なケースについては、預かりのなかで把握した情報（強み・課題）を支援者や里親と共有することで継続的な支援につながります。また、家族が市区町村の子育て支援課や相談機関とつながり、里親は自身のスキルアップにより、より質の高い預かりにつながります。

⑤行政や施設との役割分担を連携を強化する

里親によるショートステイを実施していくなかで、ショートステイの窓口である市区町村や、里親登録までの一連の研修や一時保護の窓口である児童相談所との連携・役割分担が重要です。子どもや家庭の状況、里親の情報等をきちんと共有することで質の高いショートステイを提供し、要保護家庭においては、ショートステイ終了後も市区町村等と連携し継続支援につなげていきます。

また、ショートステイを利用する家庭には、さまざまな背景があります。里親による家庭的な養育と、施設における養育には、それぞれの強みがあり、子どもや家族の特性に合った場所を選択することも、ショートステイにおいて大切なことです。

2. 里親によるショートステイ「調整」について

(1) 里親によるショートステイの「調整」の必要性

里親によるショートステイを子どもや保護者が安心して利用し、さらに、その後の家庭支援につながるためには、市区町村の担当課や里親、保護者との密な連携とともに、後方支援施設との連携が求められます。この連携をより円滑なものとするには「調整役」が必要不可欠です。まずは市区町村の担当課から、必要な情報を聴き取り、それをもとに里親のマッチングを行います。必要な情報収集をしたうえで丁寧にアセスメントを行い、ショートステイの始まりから終わりまで、一連の流れを把握して支援していきます。

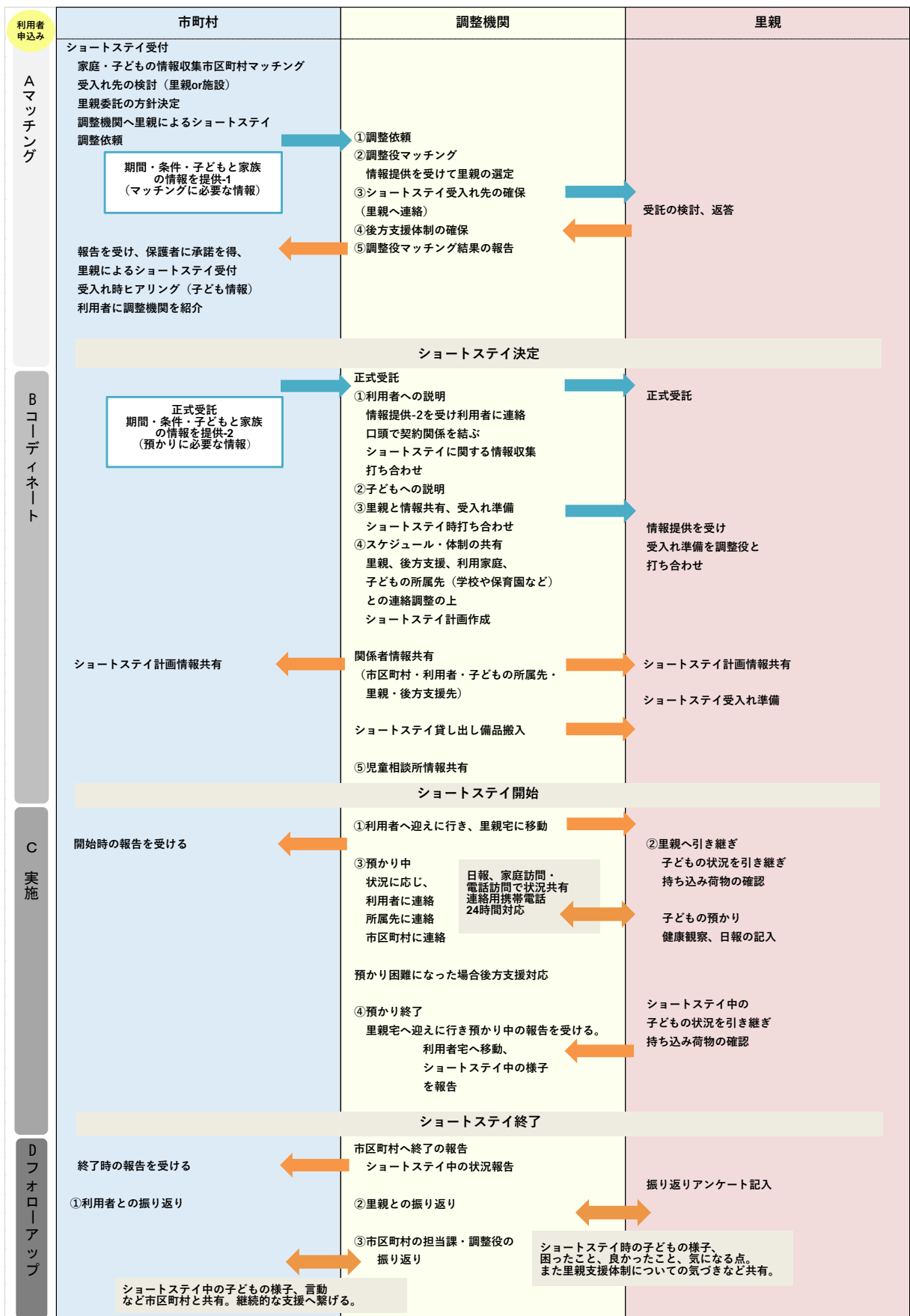
ショートステイ期間中、子どもと里親の状況を把握し、必要な場合は学校や保育園との連絡調整も必要です。また、子どもの預かりが困難な状況が発生した場合（例えば、里親家庭の家族の急病や事故等）の連絡調整や、緊急時の後方支援先の受入れ調整等もスムーズに行い、子どもや里親が安心できる環境を整えます。

ショートステイ終了後は子どもや保護者の様子を市区町村の担当課と共有し、里親との振り返りも行うことで、虐待の早期発見につながる場合もあります。

利用家庭や里親のマネジメントを行いながら、行政等との連絡調整を行い、ソーシャルワークの一連の流れに沿って「調整役」が中心となり、必要な情報を収集・把握することで、質の高いショートステイを提供することができます。

(2) 子どもの預かりから終了までの流れ

以下、具体的な里親ショートステイの流れに沿って、調整役が果たすべき役割を示していきます。



A. マッチング (①調整依頼～⑤マッチング結果報告)

①調整依頼

市区町村の担当課から調整機関へ、電話で里親によるショートステイの利用調整依頼を受けます。ショートステイの期間や（開始時間、終了時間も含む）、子どもの状況等を聞きます。

〈参考〉はじめに聞き取る情報

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの年齢・性別、 <input checked="" type="checkbox"/> きょうだいでの利用かどうか、 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯区分（費用負担を確認） |
| <input checked="" type="checkbox"/> お預かりの希望期間と時間、 <input checked="" type="checkbox"/> 通園や通学の希望、 <input checked="" type="checkbox"/> 発達特性等、 <input checked="" type="checkbox"/> アレルギー |

②利用家庭と里親のマッチング

①のショートステイの期間や子どもの状況を元に、里親登録者情報の受入れ条件等と照らし合わせ、受入れ可能な里親を想定します。

〈参考〉受入れ条件

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 曜日、 <input checked="" type="checkbox"/> 時間帯、 <input checked="" type="checkbox"/> 長期休暇中の受入れ、 <input checked="" type="checkbox"/> 期間、 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの年齢や性別、きょうだいの預かりが可能かどうか、 <input checked="" type="checkbox"/> 車での送迎が可能かどうか、 <input checked="" type="checkbox"/> 活動校区の範囲 |
|---|

③ショートステイ受入れ先の確保

ショートステイの依頼内容（期間や子どもの状況等）を伝え、里親宅での受入れの可否を確認します。受入れ不可の場合は、別の里親へ連絡します。受入れ可能な場合は、コーディネートへ進みます。

基本は一か所の里親宅で預かりの調整を行いますが、長期間の場合、複数の里親（メインの里親とサポートの里親）で連携して受入れるケースもあります。子どもの宿泊先をあまり移動させず、日中のみ、サブでサポートする里親を確保するなど調整を行っています。

サブでサポートする里親が確保できない場合には、後方支援^{※3}先である（里親、ファミリーホーム、施設など）で受入れを調整します。

④後方支援体制を確保する（③と同時進行で）

ショートステイ期間中に、子どもの預かりが困難な状況が発生した場合（例えば、里親家庭の家族の急病等）に備え、緊急時の後方支援先の受入れ体制について確認します。

⑤マッチング結果の報告

③④を踏まえ受入れ検討し、市区町村の担当課へ受入れの可否を報告します。

受入れ可能な場合は、今回受託する里親を伝え、ショートステイ利用申込みの際に、保護者に記載し

³ 緊急の事情で、里親の元でショートステイが継続できなくなった場合に預かりを引継ぐこと

てもらう「ショートステイ受入れ表」（子どもの情報シート）を郵送してもらうよう促します。併せて、調整役と保護者で直接やり取りする許可をもらいます。

〈参考〉ショートステイ受入れ表

<input checked="" type="checkbox"/> 名前、 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢、 <input checked="" type="checkbox"/> 性別、 <input checked="" type="checkbox"/> 性格や好きな遊び、 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態、 <input checked="" type="checkbox"/> 食事、 <input checked="" type="checkbox"/> 着脱衣、 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄、 <input checked="" type="checkbox"/> 入浴、 <input checked="" type="checkbox"/> 歩行、 <input checked="" type="checkbox"/> 睡眠時間、 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーション、 <input checked="" type="checkbox"/> 一日の生活リズム

B.コーディネート（①利用者への説明～⑤児童相談所との情報共有）

調整機関が市区町村の担当課からの情報提供を受け、保護者・里親と連絡調整をそれぞれに行います。里親ショートステイスケジュールを作成し、里親・調整役・後方支援先・市区町村の担当課でスケジュール・体制の情報共有を行います。

①利用者（保護者）への説明・情報収集

- ・保護者と連絡を取り、調整機関を紹介し、口頭で契約関係を結びます。（里親ショートステイ内容確認と同様）
- ・特に初めて利用する保護者など、ショートステイのイメージがつかめていない場合もあるため、丁寧に説明を行い、安心して預けられるようサポートします。また、子どもが安心できるようにショートステイのことを事前に伝えてもらうよう促します。
- ・金銭面において、非課税世帯や一般世帯で利用料金が発生する場合には、金額を保護者に説明し、ショートステイ利用開始の訪問の際に費用を徴収することの同意を得ます。
- ・「ショートステイ受入れ表」の情報を参照しながら、インタークシートを用いて記入にない預かりに必要な情報を聞き取り、送迎手段、送迎場所、連絡先等詳細を確認します。また、通園・通学の希望があり対応可能な場合は、まずは保護者から所属先へ連絡を入れてもらいます。その後、調整役から訪問や電話等で所属先への挨拶と緊急時の連絡先（調整役・ショートステイ専用携帯）を伝えます。要支援家庭で学校等との情報共有が必要な場合は、事前に確認させていただきます。

〈参考〉インタークシート項目

<input checked="" type="checkbox"/> 預かりの期間と時間、 <input checked="" type="checkbox"/> 通園や通学の希望、 <input checked="" type="checkbox"/> 所属先、 <input checked="" type="checkbox"/> 居住区・校区、 <input checked="" type="checkbox"/> 発達特性の有無、 <input checked="" type="checkbox"/> アレルギーの有無、 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯区分（利用料金の確認）、 <input checked="" type="checkbox"/> （市区町村に確認）相談対応中の家庭かどうか、 <input checked="" type="checkbox"/> （市区町村に確認）保護者対応に配慮が必要かどうか
--

②子どもへの説明

- ・ショートステイ中、どこでどのように過ごすのかを、写真などを使用し、子どもにとって分かりやすく説明します。
- ・気になることや不安がある場合は傾聴し、里親宅で安心して過ごせることを伝えます。また、所属がある場合は、いつも通り通園・通学できることを伝えます。

- ・里親宅に持っていく持ち物を確認し、大人にとって不要と考えられる場合でも、子どもの意見をきちんと聞き、納得できるような対応を一緒に考えます。

③里親と情報共有および受入れ準備

- ・①で聞き取った内容のうち、子どもの預かりに必要な情報を里親に伝えます。里親が保護者に追加で確認したい内容がある場合は、調整役を通じて保護者へ確認します。また、貸出備品等の希望を確認し、前もって備品を搬入する場合があります。

〈参考〉貸出備品

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> チャイルドシート、 <input checked="" type="checkbox"/> ベビーカー、 <input checked="" type="checkbox"/> ベビーバス、 <input checked="" type="checkbox"/> 抱っこひも、 <input checked="" type="checkbox"/> 防水シーツ、
<input checked="" type="checkbox"/> 子ども用食卓イス、 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども用食器、 <input checked="" type="checkbox"/> 体温計、 <input checked="" type="checkbox"/> ベビーゲート |
|--|

- ・非課税世帯や一般世帯の場合、ショートステイ開始の際に費用を徴収するため、領収書の準備を行います。

④スケジュール・体制の共有

- ・①～③のコーディネートを経て、ショートステイ期間中のスケジュール・体制表を作成後、里親及び調整役、後方支援施設、市区町村の担当課で共有します。
- ・里親へのショートステイ中に必要な情報提供は、（スケジュール・体制表他、子どもの救急マニュアルや、かかりつけ医の詳細資料等）専用ファイルを貸し出す形で渡します。

⑤児童相談所との情報共有

- ・ショートステイ受託予定が決まった際には、児童相談所へ報告します。児童相談所からの一時保護委託などにも影響するため、報告漏れがないように留意します。コーディネート全般を通して、預ける保護者・預けられる子ども、預かる里親が安心してショートステイ期間中を過ごすことが出来るように、丁寧にやり取りを行うことが重要です。

C. ショートステイ実施（①利用者宅へ迎え～④預かり終了）

①利用者宅へ迎え、里親宅に移動

送迎時は出来るだけ利用者宅に訪問し、以下の点について確認、説明を行います。

- 子どもの健康状態、食事や睡眠の状態を確認します。
- ショートステイ中の病気やケガ等で、医療機関の受診が必要になることも想定されるため、保護者から保険証・母子手帳・医療証を預かります。
- 持ち物の確認を行います。保育園通園の際には、毎日準備が必要な物の確認を行います。小学生などで通学を行う場合にも、時間割の確認や学用品の不備が無いよう、配慮します。

- ショートステイ最終日の待ち合わせ時間・場所などを確認します。
- 非課税世帯や一般世帯の場合は、費用を徴収し領収書を渡します。

育児疲れや保護者の疾病が理由でショートステイを利用する家族については、保護者の服装・表情などの様子を観察し、ケース記録に残しておくことが重要です。

②里親へ引き継ぎ

保護者から子どもを預かり、里親宅に移動します。

里親宅に到着したら、子どもの状況について引き継ぎを行い、「ショートステイ受入れ表」を渡し、ショートステイ開始となります。

③預かり中

里親は毎日、生活記録シートに子どもの状況を記入します。

里親が安心して子どもを預かれるよう以下の支援を行っています。

●預かり中の様子の確認

原則として、毎日、電話・訪問・来所のいずれかで子どもと里親の様子を確認します。家庭というプライベート空間で、初対面の里親と子どもが過ごすため、対応に悩むことが想定されます。里親が不安や負担を感じることがないように、里親へは気になることがあれば気兼ねなく連絡をするよう伝えます。また、預かり中の子どもに気になる言動があれば調整役に報告してもらいます。

●緊急連絡先の確保

調整役は、保護者と里親からの相談や緊急時に連絡できるよう専用の携帯電話を持ち、24時間対応できる体制をとります。お預かり中の子どものケガ・体調不良や里親宅の事情で連絡が入ることが想定されます。

●預かりの継続が困難な場合

ショートステイ期間中に、預かりの継続が困難な状況が発生した場合(実子の発熱等)は、すぐに調整役携帯に連絡をするよう里親に伝えています。その場合は里親家庭に子どもを迎えに行き、後方支援施設で残りの期間のショートステイの受入れを行うよう調整し実行します。

※個人宅での預かりには、緊急時の対応・後方支援の仕組みが必須です。

体のアザやケガ、保清ができていないなどの状況が見られた場合は、必要に応じ写真を撮るなど記録を残します。調整役は市区町村の担当課や児童相談所と協議します。

●保護者との連絡

ショートステイ期間中に、保護者に確認が必要なことがあれば、調整役が電話やメールなどで連絡し確認を行います。

例) タ方に子どもが微熱を出した場合の受診の必要性、送迎時間の変更など

また、保護者がショートステイ中の子どもの様子を気にして調整役に連絡が入る場合もあるため、里親から子どもの様子を聞き把握しておきます。

●関係機関への報告・連絡

ショートステイの開始と終了時に、市区町村の担当課へ報告を行います。家庭訪問し送迎を行うため、市区町村の担当課が把握していない家庭の状況をアセスメントする機会にもなります。気になる状況があれば市区町村へ報告し、ショートステイ期間中やその後の子どもと保護者の支援につなげていきます。

④預かり終了

●里親宅へ迎え

里親宅へ子どもを迎えに行き、預かり中の体調や過ごし方について里親から聞き取ります。忘れ物がないように、持ち物確認を行います。

●利用者宅へ送り

保護者宅へ子どもを送り、預かり中の様子の報告と、持ち物の確認を行います。

D.フォローアップ（①利用者との振り返り～③市区町村担当課・調整役との振り返り）

ショートステイ終了後は保護者・里親双方に対し、ショートステイ中に困ったことや気づいたこと、また、今回のショートステイを踏まえて今後の希望について、アンケート調査を実施します。

① 利用者（保護者）との振り返り

市区町村の担当課が保護者にアンケート調査、及び振り返りを行います。

② 里親との振り返り

調整役が里親にアンケート調査及び振り返りを行います。開始時から終了までのサポート体制についての要望等も伺い、仕組みの改善につなげています。

③ 市区町村の担当課・調整役との振り返り

保護者・里親の振り返りを持ち寄って、利用した家庭について情報共有、アセスメントを実施します。要支援家庭と判断される場合は、継続的な支援ができるように市区町村の担当課と連携していきます。

3. 「里親によるショートステイ」における費用と保険

(1) 事務手続きについて

●保護者

自己負担金の徴収：世帯区分が「非課税世帯」や「一般世帯」の場合、ショートステイ利用のための自己負担金が発生します。ショートステイ利用開始時に保護者から費用を徴収し、領収書をお渡しします。

※利用料金の自己負担（日額）

利用する保護者	2歳未満	2歳以上
ひとり親世帯・生活保護受給世帯	無料	無料
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

●里親

ショートステイ終了後、「ショートステイ委託請求書」を調整役が作成し、請求内訳と請求金額を確認してもらった後、押印してもらいます。

※ショートステイ委託費（日額）

2歳未満	2歳以上
10,700円	5,500円

※送迎加算（日額）

1,860円	送迎を実施した日のみ加算
--------	--------------

市区町村からのショートステイ委託費は半期にまとめて請求するため、SOS子どもの村で立替えて実施の翌月には里親の指定の口座にお支払いします。

●行政

毎月の実績を「ショートステイ月報」で市区町村の担当課へ送付します。

半期に一度、委託費の請求を行います。

(2) 保険について

福岡市では、ショートステイ期間中の子どもの怪我等について、福岡市が加入している団体総合生活補償保険（傷害死亡・傷害入院・通院）が適用されます。里親や里親家族の怪我、車や家財道具等の破損については対象ではありません。

※全国里親会の「里親総合保険」に加入している場合

各里親会より全国里親会へ名簿を提出した場合、里親が補償対象となります。

おわりに

～多くの市町村で里親によるショートステイが進むために～

2020年は、2016年の改正児童福祉法にもとづき提言された「新しい社会的養育ビジョン」とその後の「都道府県社会的養育推進計画」のなかで、各自治体がそれぞれの里親委託率の目標値に向かって里親推進を開始した年でした。

このようななかで、2021年1月に、厚生労働省家庭福祉課長より、各都道府県・指定都市・中核市宛に「子育て短期支援事業における里親の活用について」（子家発0127第3号）が通知され、これにより2021年4月から、児童相談所と市町村が連携して、里親がショートステイの担い手として活動することができるようになり、さらにフォスタリング機関が市町村と連携し里親をリクルートするとともに、ショートステイを行うという連携加算も予算化されるという動きがはじまります。

そこで、この報告集の「おわりに」では、2年間のモデル事業の経験から、本通知が2021年度以降に有効にすすむために重要と思われる点に焦点を絞って、報告します。

1) 市区町村と連携した里親リクルートの効果を上げるためには

本プロジェクトにおいては、里親普及と登録推進を福岡市西区役所とともにはじめました。前掲の通知は、児童相談所と市町村の連携による里親普及と里親によるショートステイを進めるためのものですが、現在、全国でも市町村と連携して里親登録の成果を上げている児童相談所は、そう多くはありません。本プロジェクトでは、区役所が持つ市政だよりなどの広報媒体、区役所の所管する公民館などの施設、開催する様々なイベント、民生委員・児童委員やファミリー・サポート・センターの会員などの人材など、あらゆる資源を動員し、区役所が里親普及に主体的に取り組みました。さらに、それを支える体制として、子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」（児童家庭支援センター）と区役所との協働事務局さらに、区役所、児童相談所との3者の協議の場を機能させています。

2) 児童相談所の役割

福岡市の児童相談所は、フォスタリング機関として登録研修、登録、マッチングといった一連の里親支援をしています。しかしながら、コロナ禍のなかで研修や実習などが滞り、登録がほとんど進みませんでした。今後、通知に示された事業が進むためには、児童相談所には、市町村がリクルートした里親希望者を登録まで支援し、その里親に一時保護、里親レスパイト・ケア、ショートステイなどの多様な短期の里親のあり方を紹介し、市町村と共通の名簿をつくり、里親によるショートステイの委託を進める役割を担うことになります。

現在、児童相談所の里親担当は、フォスタリング機関として包括的里親支援を担っており、その他、実親との交流、家族再統合支援なども実施しているなかでは、ショートステイ里親までを支えることは、困難な面があるのではと危惧されます。児童相談所と市町村との連携の課題を解決するには、児童

相談所と市町村を兼務するソーシャルワーカーや児童相談所に市町村連携担当などが必要と思われます。

3) 里親登録までの道のりに寄り添う支援を

里親希望者が登録し、さらにショートステイ里親登録までたどり着くには、その道のりを寄り添い支えることが必要です。コロナ禍で、登録の意思を固めた方が、研修や実習を受講できないまま、諦めてしまう方もいました。そのような希望者の登録までの道のりに寄り添うためには、本事業で行ったような経験者との交流会などピアサポートの仕組みを活用することが有効です。

4) 里親によるショートステイの仕組みづくり

児童相談所からショートステイ里親の名簿が寄せられた市町村は、預かり希望者と面接し、預かりに際してのマッチングの情報を共通の名簿に記載し、里親の希望や利用者の希望にそったマッチングしなければなりません。里親家庭の実子の情報なども、大事な情報になります。

5) 調整役の役割

本プロジェクトの実践で明確になったのは、地域の里親でのショートステイでは、保護者、里親、里子、里親の実子の安心安全が重要で、そのための調整役の役割が大事だとわかりました。本報告集では、調整のマニュアルを添付しています。預かりの数が多くなると、専任の調整役も必要になってくると思われます。

6) 安全管理への備え、後方支援施設の必要性

今までの里親ショートステイの実践のなかで、様々な心配な出来事がありました。例えば、利用児や実子の熱発をはじめとする病気（特に感染症）、事故などに備えるためには、里親からの緊急の連絡に対応できる体制の確保、里親に代わって預かる後方支援施設、里親同士のピアサポート、保険など様々な備えが必要です。

7) 要支援児童のショートステイのために、利用後の支援の仕組み

近年、利用者には要支援家庭が増加し、利用後の支援が必要な家族が増えています。まず、要支援家庭のショートステイのためには、子どもと家族に関する関係者間の情報共有は欠かせません。守秘義務を遵守し、支援に必要な情報を共有し支援することが虐待を防止、一時保護を防ぐために有効です。そのために、ショートステイ事業を要保護児童支援地域協議会に位置付け、共通のアセスメント様式を使うことや協議の仕組みを作ることが求められます。

8) 全国調査から見た様々な里親によるショートステイ

本年の全国調査では、各地域の里親によるショートステイの実践を把握し、示唆に富む活動がありました。前述の調査報告も参考にいただければ幸いです。

「みんなで里親プロジェクト」は、福岡市西区子育て支援課をはじめ、地域住民のみなさま、福岡市児童相談所、福岡市こども家庭課など、様々な関係者の協働で行われました。また、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて実施することができました。加えて、公益財団法人パブリックリソース財団にはプロジェクトの伴走支援、早稲田大学の上鹿渡教授、九州大学大学院の小澤准教授には専門家としてアドバイスをいただきました。みなさまに心より感謝いたします。

【SOS 子どもの村 JAPAN 常務理事・小児科医／坂本雅子】

発行年月:2021年3月

発行者:認定NPO法人SOS子どもの村JAPAN

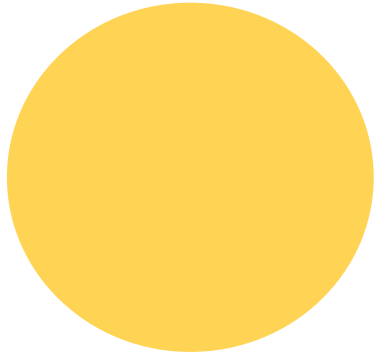
所在地:〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-3-14 ブランシェ赤坂3階

TEL :092-737-8655

FAX :092-737-8665

E-mail:info@sosjapan.org



SOS 子どもの村
JAPAN

